

令和4年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年2月10日
2. 招集の場所 印西地区環境整備事業組合3階会議室
3. 開 会 令和4年2月10日
4. 応招、出席議員

1番 石井恵子	2番 松本有利子
3番 軍司俊紀	4番 稲葉健
5番 古澤由紀子	6番 近藤瑞枝
7番 増田葉子	8番 塚田湧長
9番 野田泰博	10番 柴田圭子
5. 不応招、欠席議員  
なし
6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

管理者 板倉正直	副管理者 笠井喜久雄
副管理者 岡田正市	
会計管理者 高橋幸江	事務局長 鈴木秀昭
	印西
庶務課長 朝倉勇治	クリーン 勝田博之
	センター
	工場長
平岡自然 公園事業 推進課長	長 沼徳雄
7. 管理者提出議案

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
議案第1号	印西地区環境整備事業組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定 について
議案第2号	印西地区環境整備事業組合附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	令和3年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第2号）について
議案第5号	令和3年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第2号）につ いて
議案第6号	令和4年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算について
議案第7号	令和4年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算について
8. 議員提出議案

発委第1号	印西地区環境整備事業組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
-------	-------------------------------------
9. 議事日程 議長は、あらかじめ配付した議事日程に基づき、報告した。
10. 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。

8番 塚田湧長	9番 野田泰博
---------	---------
11. 議事の経過

---

◎開会の宣告

- 議長（石井恵子議員） 定刻となりました。本日は、お忙しい中、ご苦労さまです。  
令和4年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

- 議長（石井恵子議員） 本日の会議を開きます。  
それでは、議事に入ります。  
ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和4年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会は成立いたしました。

---

◎管理者挨拶

- 議長（石井恵子議員） 初めに、管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。  
板倉管理者。

- 管理者（板倉正直君） 皆さん、おはようございます。  
開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。  
着座で失礼します。

本日は、令和4年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、1月19日に新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示がされたことを受けまして、当組合においても感染拡大防止のため、引き続き施設の利用等の制限をさせていただいております。

関係者の皆様には、ご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、組合事業についてご報告をいたします。

最初に、ごみ処理事業でございますが、昨年12月末に現在の印西クリーンセンターに搬入された総ごみ量は3万8,369トンで、前年度同月比で104トン、0.27%の減となっております。

次に、最終処分場についてでございますが、昨年12月末現在の実績は、全容量約40万2,000立方メートルに対し、埋立て量約10万1,000立方メートルで、埋立て率は25%となっており、今後も地元区と対話をしながら円滑に事業を進めていきたいと考えております。

次に、温水センター事業でございますが、昨年12月末の利用者数は約11万3,000人で、前年度同月比約4万3,000人、60.5%増でございます。

今後も、引き続き新型コロナウイルス感染拡大対策を講じつつ、適正な管理、運営に努めてまいります。

次に、次期中間処理施設整備事業でございますが、施設までのアクセス道路の線形が確定し、地域振興策予定地と併せ、用地取得に向けた物件補償調査等に着手したところでございます。

次に、平岡自然公園事業でございますが、印西斎場につきましては、昨年12月末までの火葬件数が1,355件、対前年同月比で79件、6.2%の増と年々増加する中、新型コロナウイルス感染症による死亡者数の増加も懸念される状況であります。引き続き安全・安心な施設運営に努めていくところでございます。

また、印西霊園の合葬墓の整備につきましては、完成に向け鋭意努力をしているところでございます。

以上が組合事業の概要報告でございます。

さて、本日ご審議いただきます案件でございますが、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、議案第1号から議案第3号は条例の一部を改正する条例について、議案第4号、議案第5号は令和3年度一般会計及び墓地事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第6号、議案第7号は令和4年度一般会計及び墓地事業特別会計当初予算について、以上案件は8件でございます。

詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

○議長（石井恵子議員） 板倉管理者、ありがとうございました。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（石井恵子議員） 議事日程を申し上げます。

議事日程については、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（石井恵子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、塚田湧長議員、9番、野田泰博議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（石井恵子議員） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（石井恵子議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理したので、報告します。

次に、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果の報告があり、その写しをお手元に送付しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定による出席要求に対する出席者については、お手元に配付の写しのとおり、出席通知がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（石井恵子議員） 日程第4、一般質問を行います。

なお、一般質問については、一問一答方式、質問時間20分の申合せになっておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。

質問の通告のあった議席番号3番、軍司俊紀議員の発言を許します。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 3番、軍司俊紀でございます。

通告に基づき質問させていただきます。

早速質問に入ります。

質問1、ごみ処理基本計画の見直しについて。

現在のごみ処理基本計画は、平成31年の3月に策定されている。

当初この基本計画は令和3年度を中間目標年度とし、必要に応じて見直すとしていたが、国の廃棄物政策や国際社会の動向も踏まえた上で、見直しを令和4年度に行うとすることが公表され、着実なごみ減量やリサイクルを進めていくとしている。

（1）、見直し方針として、ごみの排出量及び処理・処分量の目標が掲げられ、目標達成のための重点項目が取組として挙げられている。

①、ごみの減量化・資源化の取組について、具体的にどのように考えているのでしょうか。

回答を求めます。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 1の（1）、①についてお答えいたします。

新たに作成する予定のごみ処理基本計画につきましては、国から出されておりますプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律などを計画に反映させながら、検討委員会においてごみの減量化、資源化の取組について十分議論を重ね、新たな視点に立って策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 再質問ですけれども、ごみの減量化を進める上で、ごみの有料化やごみ処理の手数料の見直しについて、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

現在のごみ処理基本計画でも、ごみの有料化やごみ手数料の見直しについては検討を進めることが求められております。

このことから、構成市町の担当者会議において、ごみ有料化やごみ手数料の見直しに対する協議を継続しているところです。

今後につきましても、見直しを予定しているごみ処理基本計画の検討過程で、国が策定した一般廃棄物処理有料化の手引や近隣市町の動向などを参考に、検討委員会の皆様とも十分な議論を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） それぞれの自治体で、やはりごみの減量化とか資源化の取組はされていると思いますけれども、やはり国の動向、経済状況なんかも見ながら、しっかりと進めていっていただきたいというふうに思います。

その意味で、②に入りながら、ちょっとお聞きをしていきたいと思うのですが、②、目標達成には粗大ごみの削減も必要だと考えるが、組合は将来的にどのように取り組んでいくのかを確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 1の（1）、②についてお答えいたします。

粗大ごみにつきましては、現在策定している印西地区ごみ処理基本計画の基本理念でも位置づけられております3R、ごみの発生抑制としてリデュース、再使用のリユース、再生利用のリサイクルの取組を一層強化していくことが求められております。

構成市町と協力し、市民レベルでも3Rの考え方をさらに普及し、それでも発生してしまう粗大ごみの中でリペアし、使用可能なものはリサイクルに取り組み、粗大ごみの処理量の抑制に取り組みたいと考えております。

また、次期中間処理施設の見積仕様書の中でも、リサイクルプラザ的な粗大ごみ等再生工房や粗大ごみ等展示室の整備に関する提案を求めているところでございます。

今後要求水準書の中で粗大ごみの削減及び歳入の確保に効果的な提案を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今おっしゃった中で、もともと印西地区環境整備事業組合においては、構成自治体と協力しながら3Rという考え方の下に進めてきたと思うのですが、以前からこの場において私3Rではなくて、それにリペアとか、そもそも物を受け取らないリフューズというような考え方もある中で、5Rをも提案してきたわけなのです。

今回リペアという考え方が入ってきたので、リフューズ、つまり例えばはなからもう買物のときに使うプラスチックごみを受け取らない、プラスチック袋を受け取らないとか、そういったような啓発

なんかもしていったきたいなと思いますので、まずそれを付け加えておきます。

もう一度、粗大ごみの削減についてお聞きをしていきたいのですけれども、そのリサイクルプラザを造るということについては、やはりどうしてもこれはごみの削減においては必要なものですし、やっていただきたいなというふうに思うのですけれども、そもそもでは今現在どのようなリサイクル事業に取り組んでいるのかを確認していきたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 組合では、コロナ対策で一時的に中断いたしました。粗大ごみリサイクル事業として令和2年度の実績は282個、1,662.5キログラム、売上げ10万1,000円、令和3年度1月末では228個、1,516キログラム、8万1,000円です。

構成市町の主な取組としては、印西市ではリサイクル情報広場の実施やおさがりマルシェの実施、白井市では生活用品交換広場の実施やリサイクルマーケットの開催、また機会を捉え民間のリサイクルショップの活用のご案内などを行っております。

栄町では、広報によりリユース、リサイクル商品を活用するよう、広報紙やホームページで啓発しております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 構成市町の取組については、よく分かりました。

もっとそれぞれの自治体と協力しながらやっていったきたいと思いますが、コロナで、去年はやっていないし、その前はちょっとやっていたかどうかは分からないのですけれども、毎年6月に環境フェスタやっていたと思いますので、その取組なんかももっと広く住民、2市1町の方々に知らしめていただいて、リサイクル事業に取り組んでいったきたいなというふうに思います。

それでは、(2)に入ります。

(2)、見直し方針には災害廃棄物処理計画が盛られているが、構成市町との協議は進んでいるのでしょうか、確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 1の(2)についてお答えいたします。

災害廃棄物処理計画につきましては、令和3年度に災害により発生する廃棄物の処理計画が明記される構成市町の災害廃棄物処理計画の策定を受けてから、組合において策定予定でございましたが、栄町の地域防災計画の見直しによる災害廃棄物処理計画の策定予定延期により今年度の策定を見送り、令和4年度に策定をする予定で検討しているところでございます。

なお、印西市においては地域防災計画の見直しに合わせて、来年度災害廃棄物処理計画の見直しを予定していると聞いております。

白井市は、令和2年度に地域防災計画を見直し、それに合わせて災害廃棄物処理計画を策定しており、見直しの予定はないと聞いております。

来年度に向けて、計画の見直しや策定を予定している印西市及び栄町と情報交換を始めたところです。

組合といたしましては、計画策定に当たり2市1町と連携し進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 令和3年度にそもそも策定予定だったけれども、その栄町さんが見直しをされているから、令和4年度に策定をしていこうということは理解しました。

それでは、例えばでは今現在印西市とはどのような情報交換を始めているのか、それをちょっと確認したいと思います。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

印西市では、地域防災計画を見直すことにより、災害ごみの想定量などが見直されると聞いております。

また、現在の印西市の災害廃棄物処理計画では、印西市の役割と組合の役割が併記されている箇所もあります。

今後市町と調整することで災害が発生した初動期などでもスムーズな業務が遂行できるよう、調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今印西市を例にお聞きしましたがけれども、同じく白井市、栄町ともしっかりと、今お答えになっていただいたように、連携を図っていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

大きい2番、質問2、次期中間処理施設整備事業の進捗について確認したいと思います。

（1）、施設整備・運営事業見積仕様書について確認をします。

次期中間処理施設建設工事の要求水準書の作成に当たり、見積仕様書の依頼を行っていたが、現状をお聞きします。

①番、登録業者16者に対して依頼を行い、締切りが1月末だったと聞いております。

作成に当たり、必要最低限度の条件が付されていたと思いますけれども、条件に合致し、見積書を提出してきたのは何者あるのでしょうか、確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 2の（1）、①についてお答えします。

令和3年11月29日付で令和3年、4年度、印西地区環境整備事業組合入札参加事業者資格者名簿に登録されている事業者のうち、清掃施設工事及び機械器具設置工事の両方に登録している事業者16者に対し、見積設計図書の提出を依頼し、12月23日を期限とした参加募集申請手続より、2者からの参加の応募があり、1月31日までに同2者から見積設計図書の提出がございました。

また、見積設計図書については、提出期限を1月31日及び3月31日の2回に分けて事業者に見積設計図書の提出を依頼しているところでございます。

1月31日が提出期限の見積設計図書につきましては、全体配置図、各設備概要、運転管理条件、公害防止対策、設計仕様、工事工程など、3月31日が提出期限の見積設計図書につきましては、車両動線計画、建築機器配置図、ごみ処理排熱利用フローなどのほか、環境影響評価のための工事施行中の基礎情報、その他提案事項などが提案内容となっております。

提出いただいた見積設計図書につきましては、事業者選定委員会において調査審議し、要求水準書を作成してまいります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今のご回答をお聞きして、ちょっと「えっ」って思ったのが、16者登録業者があつて、見積書を提出してきたのは2者だったということなのです。

そうすると、何でなのだと、その残りの14者はどうして出してこなかったのだろうかというのを考えた場合に、これ見積りの参加者の参加条件というのは結構厳しかったのかなと思うのですが、この辺ってどうなっているのですか、確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

見積り参加者の参加条件につきましては、4項目ございまして、1つ目は平成25年4月1日以降に日本国内においてDBO方式により発注された一般廃棄物処理施設で、処理能力日量150トン以上のストーカ式焼却方式で、次に掲げる発電設備を有する施設の受注実績を有すること、2つ目はこの施設は施行時における国の整備マニュアルに定められている発電効率またはエネルギー回収率を満たしている施設であること、3つ目はこの施設が1年以上の運転実績を有すること、最後に建設業法に基づく経営事項審査における総合評定値通知の清掃施設工事及び機械器具設置工事の総合評定値が各800点以上であること、以上の4点となっております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今お聞きした4項目にわたる参加条件というのは、これ必須なのだろうかと、どれも一つも欠けることはできないのだろうなというのは分かるのですけれども、そうしていったって絞っていったって、16者のうちからまずこの4項目に該当するものが何者かあって、結局最終的には2者だったのかなというふうに勝手に推測はするのですけれども、とすれば今度②についてちょっと確認をしたいのですけれども、ではこの見積書を提出してきた業者というのは、これ技術提案も今後行うと考えてよろしいのですか、そこ確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 2の（1）、②についてお答えいたします。

見積設計図書募集依頼に当たっては、今後の技術提案の参加を条件としたものではありません。

また、今回の見積設計図書の募集依頼に参加していない事業者でも、今後の技術提案に参加することは可能となっております。

他団体でも、同種工事の計画があることや参加条件の見直しなどの想定もございませうことから、見積設計図書募集依頼により、見積りの提出をいただいた事業者の技術提案への参加が約束されたものではございませんが、組合といたしましては技術提案をいただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今のご回答の中で、気になるちょっと回答があって、今のご回答では今回の見積設計図書の募集依頼に参加していない事業者でも今後の技術提案に参加することは可能だということであれば、では今後その技術提案に参加する事業者の見込み数というのはあるのですか、確認したいと思います。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

技術提案に参加する事業者数の見込み数につきましては、参加を希望する事業者が今後、当組合入札参加事業者資格者名簿へ新規登録等を考えられるところでございます。

また、事業者選定委員会におきまして、見積設計図書の募集依頼からの参加条件の見直し等があった場合でも、参加事業者数が変わってくることも考えられておりますので、組合といたしましては事業者選定委員会において十分な調査審議をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 私も、この施設整備とかに関しては当然素人ですから、勉強しなければいけないのかもしれませんが、素人なので詳しいことは分からないのですけれども、今おっしゃった事業者選定委員会というのは、これ非常に今後重要になってくるのかなと思ったりもしますので、そういうこと十分なコミュニケーション取りながら、見積り等技術提案受けながら進めていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

（2）を確認したいと思います。アクセス道路の整備についてです。

①、軟弱地盤解析及び道路詳細設計業務を令和4年度業務にするということで説明がありました。それで進捗しているのでしょうか、そこ確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 2の（2）、①についてお答えいたします。

アクセス道路の設計業務につきましては、10月議会でご説明させていただきましたとおり、軟弱地盤解析業務及び道路詳細設計業務を令和4年度に実施することとなります。

これらの業務は、用地買収と並行して実施することが可能なことから、全体工期には影響を及ぼさず、計画どおり事業進捗が図られるものと考えております。

本年度分の設計業務の進捗状況といたしましては、縦横断設計、千葉県警察本部との交差点協議、土質調査、構造物設計業務などを行っており、本年3月末までには完了する見込みで、おおむね予定どおりの進捗となっております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） おおむね予定どおりということで了解しました。

②を確認します。用地幅くい測量は完了し、買収面積は確定していますか。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 2の（2）、②についてお答えいたします。

用地幅くい測量業務につきましては、2月4日付で業務委託契約を締結いたしました。

用地買収面積は、本年3月中旬に現地の測量が完了し、面積が確定する予定となっております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） そうすると、アクセス道路の用地の買収地の地権者数であるとか筆数は把握しているって考えてよろしいのですね、それについてお願いします。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

アクセス道路用地の買収地権者数でございますが、現在共有名義を含めまして26名、筆数36筆を見込んでおるところでございます。

なお、吉田地区在住の地権者数は21名でございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 人数と筆数は理解したのですが、やはりこれ用地買収するに当たって、かなりこれ時間も手間もかかると思うのですが、1つ心配しているのは、ではこのアクセス道路の用地の買収、これに当たって組合としてはどれぐらいの人員体制をつけていらっしゃるのですか、そこ確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

アクセス道路の用地取得につきましては、令和4年3月に地元説明会を開催し、4月から用地交渉を開始したいと考えております。

用地取得に関わる人員体制といたしましては、次期施設推進室が中心となり進めることとしております。

また、用地交渉業務を集中して進める場合などは、必要により印西クリーンセンターからの応援体制を構築し、3班及び4班体制に増班しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） やはりこれ用地買収が進まないと、まさにこれアクセス道路ができないと、なかなかその次の工事にも進めないと思いますので、その辺しっかり人員体制しいていただいてやっていていただきたいと思いますので、これは構成自治体のほうから応援でも何でも人の要請をしながら、しっかりと進めていていただきたいと思います。

確認なのですが、これ当然アクセス道路を造るに当たって、これ全面買収ですね、つまり例えば借地なんかでやるということではなくて、全部買収ということですのでよろしいのですね。

要するに、買収するということであれば、今度は当然これ税務署との協議なんか必要になると思いますが、その辺ってどうなっているのか、それ併せてお聞かせください。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

アクセス道路用地の買収につきましては、工事完了後、印西市道として移管する予定でございますので、全面買収または代替地対応といたします。

税務署との協議につきましては、租税特別措置法に基づく譲渡所得等の課税の特例の適用を受ける事業として内諾を得ております。



今後申請資料がまとまり次第、速やかに税務署へ提出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） これ絶対と言っていいほど買収で進めていっていただきたいと思います。借地なんかでやると、後々やっぱりいろんな影響も出てくると思いますので、買収を強く求めていきたいと個人的には思っております。

税務署との協議についてはよく分かりましたが、もう少しちょっと突っ込んで、答えられれば答えたいのですけれども、これ税の優遇措置について、公共事業という中でどのような優遇措置とか特例があるのでしょうか。

分かる範囲で構いません。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

公共事業による土地の買収を行った際の税の優遇措置につきましては、土地の買取り申出から6か月以内に契約がなされた場合、一定の書類を添えて確定申告をすることで、譲渡所得から最高5,000万までの特別控除を差引く特例がございます。

また、納税猶予、農地の利子税等の免除や不動産取得税等の特例を受けることができる場合もございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今おっしゃったことが、結局土地を売る方にとっては、こういったような情報も非常に有益になると思いますので、しっかりと提示しながら全面買収できるように作業のほうを進めていっていただきたいというふうに思います。

③に入ります。

整備に伴う下水道の施工について、印西市との協議は十分でしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 2の（2）、③についてお答えいたします。

下水道整備につきましては、ご心配をおかけしているところでございますが、令和3年9月3日付で印西市と下水道に係る基本協定を締結し、印西市、当組合双方の役割の下、印西市公共下水道として令和8年度末には整備を完成させる予定となっております。

整備にあたりましては、印西市下水道課、建設課、土木管理課との協議を行い、工程調整や関連法令等に基づく諸手続を行いながら整備を進めており、また組合発注の工事におきましては、印西市より施工管理、監督業務の支援を受けながら工事進捗を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） この下水道の施工についても、10月の組合での全員協議会の中でもいろいろ説明ございましたけれども、取りあえず今のご回答だと今のところは順調なのかなと思いますが、印西市とコミュニケーションよくしていただいて、しっかりと期間内に終わるように努めていっていただきたいと思います。

（3）に入ります。地域振興事業についてです。

現状と今後の見込みについて、以下の項目を確認するということで、何点か質問していきたいと思うのですけれども、まず1点目です。

①、令和4年度に用地の買収の計画となっているが、令和4年度に完了するのかを確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 2の（3）、①についてお答えいたします。

地域振興事業エリアの用地買収につきましては、不動産鑑定士による不動産鑑定調査が1月末、物件補償調査業務が2月末に完了する見込みとなっております。

その結果を基に、3月中に税務署との税務協議を行い、3月下旬からは地権者を対象とした説明会

を開催し、来年度4月から地権者との具体的な個別用地交渉に入る予定としており、令和4年度内での買収完了を目指しております。

ただし、地権者説明会につきましては、国等の新型コロナウイルス感染症対策の動向を注視しながら、場合によっては対象地権者への個別説明に代える場合も想定しております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） こちらも先ほどと同じ内容を聞きたいのですが、地域振興エリア内の用地の買収面積とか地権者数、筆数は、もうこれ当然把握されていると考えてよろしいのですね。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

地域振興エリアの買収面積は、12万3,280平方メートルでございます。

地権者数といたしましては、共有名義を含め71名で、筆数は246筆でございます。

なお、吉田地区在住の地権者数は61名でございます。

また、先ほどのアクセス道路と地域振興エリアを合算した地権者数につきましては、重複地権者が19名いることから、合計で78名、282筆となっております。

なお、吉田地区在住の重複地権者数は17名でございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） こちらも人数は非常に多いことが気になってはいるのですが、先ほどの道路の用地買収と同じだと思いますが、しっかりとこれ用地買収にあたって人員体制を整えていただければというふうに思います。

1点だけ、先のこととさっきと同じことで確認したいと思うのですが、こちらもこれ全面買収でよろしいのですね、税務署との協議なんかも先ほどのアクセス道路と同じというような考え方でよろしいですか、確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

地域振興エリアの買収につきましては、アクセス道路と同様に全面買収または代替対応といたします。

税務署との協議につきましては、租税特別措置法に基づく譲渡所得等の課税の特例の適用を受ける事業として内諾を得ております。

こちら申請資料がまとまり次第、速やかに税務署へ提出してまいります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） アクセス道路と重複している地権者については、話が一緒にできるのでもいいのかもしれませんが、こちらだけ持っている方とかについては、やはり税務署との協議の方法であるとか、そういったようなこともしっかりとアドバイスされた上で用地買収に臨んでいただき、速やかに買収を進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

②に入ります。

②のほうの（仮称）スカリアの丘というものが、これって我々組合議員のほうに提示されています。

計画平面図が図示されているわけなのですが、これの実現可能性はどの程度あるのですか、確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 2の（3）、②についてお答えいたします。

地域振興策の検討につきましては、令和元年度に基本計画の第1回変更を行ったところでございますが、当該計画に掲げた導入機能などは現時点では仮の設定となっております。

このため、実際に導入する機能や施設規模などにつきましては、現計画の内容に固執することなく、今後の地域社会情勢や想定利用者のニーズなども踏まえながら、令和7年度に策定する基本設計にお

いて最終決定する予定でございます。

つきましては、今後の基本設計において収益性や持続可能性も踏まえた総合的な検討を行う考えであります。

ご質問の実現の可能性につきましては、来年度に予定している地域振興用地の買収が大きなポイントと考えておりますので、全面取得に向け努力する所存でございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） ご回答から青写真、こうなればいいのかというような1つのアイデアだろうなと思いつきながら今の話をお聞きしていたのですが、現実的には令和7年度に策定する基本設計において最終決定をするというのと、あと4年後、4年間いろいろ考えていくのだろうかというのも分かりますし、また今ご回答にあった中で先ほど質問させていただいたように、令和4年度に地域振興用地を買収するということが1つのポイントになるということなので、その辺をやはり組合のほうでしっかり地権者の方々と一緒にさせていただいて買収を進めて、ではこの地区をどうするのかというのをしっかり考えていただければなというふうに思います。

その意味で、先進地視察というのを前回組合議会の全員協議会のときに説明いただいたと思うのですが、その先進地視察の実施状況、まず地権者の方々はやっていらっしゃると思うのですが、その辺ってどうなっているのですか、確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

地域振興策基本計画の検討に着手いたしました平成27年度以降、吉田区の皆様と組合の職員等で、地域振興に関する情報収集を主な目的として14か所の先進地を視察しております。

このような中、令和3年度につきましては10月に吉田区の皆様12名、組合の職員2名、計14名で、愛犬との滞在が可能な複合リゾートである福島県天栄村のエンゼルフォレスト那須白河を視察したところでございます。

視察で得られました最前線の様々な情報やアドバイスにつきましては、基本構想及び基本計画の策定、また基本計画のブラッシュアップに活用していることのほか、株式会社よしだの経営戦略の参考にしていくところでございます。

今後も令和7年度に予定しております基本設計に向け、吉田区の皆様とともに検討状況に即した先進地視察を継続的に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 吉田地区において何と14か所も視察に行ってるというのは、私夢にも思わなかったのですが、結構驚きだなというのと、逆に以前コロナの前の話になりますけれども、組合でも組合議会のほうでも組合の皆さんと一緒に一生懸命皆さんと一緒に視察なんてしたことあると思いますので、同じくやはり地域振興事業というのは大事な事業になってくると思いますので、時期を見て視察なんかを我々もしていく必要があるのかなと思いますので、その辺は提言というか提案というのを一応しておきたいというふうに思います。

③に入ります。

予定地以外での民有地について、地域振興を考えている旨の情報提供が組合からありました。

これは前回の全員協議会か、その前か忘れましたが、ありましたが、これ組合側との協議というのはあるのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 2の（3）、③についてお答えいたします。

地域振興策の提供につきましては、先ほどご説明したとおり、令和元年度に基本計画の第1回変更を行ったところでございます。

ご質問のありました民有地における地域振興策でございますが、当該基本計画において組合で買収予定の地域振興用地の近接地にて排熱エネルギーを利用する事業者や本格アスレチック事業者を株

式会社よしだが公募する取組を掲げておりますが、現時点において具体的な協議等は行っておりません。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） もう少しちょっとその部分確認したいのですけれども、この民有地における地域振興策に対して、組合の事業費負担というのはいらないですね、あるのですか、確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

先ほどご説明いたしました株式会社よしだが公募する民設民営の事業につきましては、基本計画で定めるところにより組合は整備及び運営に関する一切の事業費を負担することはございません。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今の回答が、やはりちょっと重要な回答で、我々は環境整備事業組合のほうから地域振興策として出すお金というのが上限がたしか33億8,000万だったと思うのですけれども、その金額を上限として今既に事業が進んでいるわけですから、新たに隣接地でやる事業について決して組合側は費用を負担することはないということはしっかりと先方、株式会社よしだのほう、あるいはほかの事業者とも話し合っていたきながら、事業の進捗を見守るという姿勢で進めていっていたらというふうに思います。

これで大きい質問の2番について終わります。

最後に、質問3ということで、今オミクロン株がまだまだはやっていますので、その辺を踏まえて質問したいと思うのですが、新型コロナウイルスと業務継続計画についてです。

オミクロン株の感染が広がる中で、組合としては業務の継続についてどのような体制、措置を講じて対応を進めていくのか、確認します。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

業務の継続につきましては、各課等が所管する事務のうち、非常時において優先して継続すべき事務を抽出し、その事務手順について担当者以外の職員でも事務が分かる内容とし、また事務担当者が不在となった場合、その事務の代行について記したものを備え、対応することとさせていただきます。

また、当組合の委託業者及び指定管理者に対しましても、業務が継続できる体制を整えるよう指示しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） この質問は、実はオミクロン株関係なく、おとし、それこそコロナがはやり始めた頃が一番初めの議会だったと思うのですけれども、そのときに業務継続計画しっかりつくっていくべきなのではないのと、どうなっているのということをお聞きしてきたわけなのですけれども、その意味で今回また当時以上に、それから去年のデルタ株以上に今オミクロン株が非常に広がっている中で、ではその業務継続計画、当時言ったものがしっかりできているのかどうかというのを再確認の意味で今回質問させていただいているわけなのです。

それぞれ委託事業者とか指定管理者に対していろんな措置、確認指導していますとか、あるいは罹患により人員不足となった場合に、事業を継続させるための対応を取っていますというのは分かるのですけれども、現実的には組合のほうとしては、その委託業者とか指定管理者に対して具体的にどのように指示とか確認をしているのかを確認していきたいと思っております。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

廃棄物の円滑な処理につきましては、国、県から廃棄物処理事業の継続について、着実に実施するよう通知がされており、組合といたしましても、感染防止対策に努めているところでございます。

このような中、印西クリーンセンターの委託事業者及び温水センターの指定管理者につきましては、

従業員等の感染防止策の実施や従業員の罹患等により人員不足となった場合、事業の継続をさせるための対応などについて、本年度においても確認をしているところでございます。

主な確認指導事項といたしましては、従業員等の感染防止策の実施として、手袋、マスク等の個人防具の使用や出勤前の体温測定、体調管理など、また従業員の罹患等により人員不足となった場合、事業を継続させるための対応の検討といたしましては、事業を継続できるように人員計画、勤務体制の構築また業務内容、情報の共有、引継ぎ方法などについて検討していただいております。

また、令和4年1月に入りまして、国より、新型コロナウイルス感染拡大に伴う一般廃棄物処理従事者への対応等について事務連絡があり、濃厚接触者の取扱いについて示されたところでございます。

この通知を受けて、施設委託事業者と調整をしておりますが、待機期間等を短縮した事例はありません。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 収集運搬事業者に対する相互支援体制というの、しっかり取られているのですね、これも前回お聞きしましたけれども、確認します。

○議長（石井恵子議員） 勝田クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

収集運搬事業者に対しましては、廃棄物の円滑かつ持続的な処理に向けて、昨年度に収集運搬における中間処理業務の相互支援体制について協議を行い、了解をいただいております。今年度においても相互支援について各8社へ確認をしているところでございます。

このような中、現在までに各事業者間で相互支援が必要となる事案は発生しておりませんが、引き続き収集運搬事業者と協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 今実は印西クリーンセンター、印西地区環境整備事業組合を動かすために協力する事業者、指定管理者、収集運搬事業者についてお聞きをしてみましたけれども、最後にやはり確認しておかなくてはならないのは、では我々印西地区環境整備事業組合側の内部としてはどうなのだというのを最後に2点ほど確認したいと思います。

私は印西市から出ていますので、印西市の今状況を見てみると、やはりこの市庁舎内でかなり感染者も出ています、決して責められることではないのですけれども、やはり出ていますのは出ていますとして公表もしていますし、心配ではありますと、でしたらでは印西地区環境整備事業組合の中の職員、それから関係者の感染というのはあるのですか、あったのですか、確認します。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

現時点で組合職員の感染は確認されてございません。

なお、委託業者及び指定管理者の従業員が感染したとの報告はございましたが、これにつきましてはそれぞれの委託先において保健所等の指導に従うなど、適正に対応していただき、感染の拡大には至っておりません。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） もしもそういうことがありましたら、速やかな情報公開と対応、対策を練っていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後にお聞きしたいのが、令和3年度、今年度ですね、職員さんの感染拡大対策として何か実施していますか、確認します。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

令和3年度は、昨年度に引き続きましてマスクの着用、アルコール消毒、それから飛沫防止のパーティションの設置などを継続して実施してございます。

また、新たにモニター画面つきの非接触体温計を設置して職員の体調管理を拡充するほか、感染の疑いが発生した場合の対応といたしまして、40回分の抗原検査キットを購入させていただいてございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 十分な感染対策取っていただきながら、何としてもこの印西地区環境整備事業組合がやっている業務というのが、いわゆる世間でいうところのエッセンシャルワーカーに該当する方々がほとんどだと思ひまして、またごみ処理業務というのは決して止めることができない大事な業務ですので、それに感染対策、感染防止にしっかりと努めながら、事業の継続をお願いし、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（石井恵子議員） 以上で軍司議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は11時です。

(午前10時52分)

---

○議長（石井恵子議員） それでは、再開いたします。

(午前11時00分)

---

○議長（石井恵子議員） 次に、議席2番、松本有利子議員の発言を許します。

松本議員。

○2番（松本有利子議員） 質問に入らせていただきます。

質問1、次期中間処理施設について。

(1)、現在の状況について伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 1の(1)についてお答えいたします。

令和3年度に進めておりました環境影響評価手続きにつきましては、公募諸手続が令和4年1月の知事意見をもって完了したところでございます。

アクセス道路につきましては、今年度道路線形の決定や測量業務等が完了し、令和4年度においては道路詳細設計及び軟弱地盤解析業務を夏頃までには完了させ、その業務と並行し、用地買収を実施する予定としております。

また、次期中間処理施設のインフラ整備として、上下水道につきましては印西市とそれぞれ締結いたしました基本協定に基づき事業を推進しております。

事業者への見積設計図書の提案依頼を令和3年11月に事業者へ依頼し、参加を希望する事業者から、令和4年3月31日までに提案をいただける予定となっております。

今後当該提案を参考に作成する要求水準書については、令和4年度に設置する事業者選定委員会において調査審議を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 今のご答弁と先ほどの軍司議員からの質問により状況については理解しました。

(2)、これまでの次期中間処理施設に関する費用について伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 1の(2)についてお答えいたします。

次期中間処理施設に関連する費用については、地域振興策を含め用地検討を開始した平成25年度から令和2年度までに、職員人件費を除き4億3,833万9,302円を執行してございます。

主な内容といたしましては、調査測量費、次期施設用地取得費、水道工事負担金、附属機関委員報酬でございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

当初の移転は、平成30年度の予定であったため、現施設は平成27年から3年間かけて延命化を行っています、その費用について伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

印西クリーンセンター基幹的設備改良工事は、平成27年度から3か年継続事業として工事を実施しております。

契約金額は22億6,800万円になります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） （3）、次期中間処理施設に関連する費用の総額について伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 1の（3）についてお答えいたします。

平成28年度の試算では、用地取得費、施設工事費、関連工事費、現施設解体工事費、委託事務費で109億3,260万円でございます。

これまでの次期中間処理施設に関連する費用につきましては、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用しており、建設用地の用地取得のうちマテリアルリサイクル施設用地面積相当分、調査設計に係る費用につきましても、交付対象事業費の3分の1の額の交付金をいただいているところでございます。

また、今後予定している次期中間処理施設の建設に係る費用につきましても、交付対象事業費の3分の1の交付金の交付があるとされているほか、特に重点が置かれている設備等につきましては、交付対象事業費の2分の1が交付される制度となっておりますことから、当該交付金の活用により財政負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

なお、近年の工事費の高騰の影響を踏まえ、今後工事費等を再確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） おっしゃるように、今様々な単価が高騰していると思いますので、交付金の額も含めまして、改めて確認し、議会にもご提示いただけたらと思います。

それでは、再質問です。

今お答えいただいた項目以外に、かかった費用がほかにあれば伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

次期中間処理施設整備に係る費用のほか、関連事業費でございますが、地域振興策につきましては平成29年3月に組合と吉田区で交わっております整備協定におきまして、整備費用の上限額を33億8,100万と規定しており、消費税や社会情勢の変化により変更することができるとしております。

また、次期中間処理施設の供用開始を令和10年度と計画したことにより、要した現施設の基幹改良工事費、次期中間処理施設の用地検討及び施設の諸計画の検討に要した用地検討委員会、施設整備基本計画、地域振興策検討委員会に関する事業費といたしまして25億400万円でございます。

したがいまして、関連事業費の合計は58億8,500万円、次期中間処理施設との合計では168億1,760万円が現時点での総額となっております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

今の現施設を今後維持管理する費用についても伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

竣工から既に約36年が経過し、設備の老朽化による補修や交換する整備箇所が多くあります。

現在次期中間処理施設整備事業を推進していることを念頭に置き、当施設における補修内容や点検事項については、施設の状況などを踏まえ、検討したのになっておりますが、補修整備していく時期といたしましては、次期施設の竣工する概ね3年前までは現在と同規模程度の補修、点検内容が必要と考えております。

これまで一部基幹的改良工事を実施し、延命化対策をしておりますが、今後の安定操業、排ガスなどの周辺住民との基準値の厳守など、安心して安全な施設運営ができるよう細心の注意を払い、整備内容を精査し、費用の抑制に努め、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 今回の予算書を見ると、補修整備費や点検整備費で、令和4年度の費用は5億円と少しということを確認しました。

（4）、要求水準書について伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 1の（4）についてお答えいたします。

要求水準書は、契約締結後には契約書の一部である特記仕様書となり、契約の目的物であるごみ処理施設整備や運営等の内容を具体的に規定する契約図書となります。

その内容につきましては、提案に委ねる部分も含め、発注者である組合の意図や設備等の水準を明確に規定することが必要となります。

このことから、組合といたしましては、事業者から提出された見積設計書等を基に事業者選定委員会で調査審議し、令和4年度には要求水準書の作成をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

昨年の全員協議会資料の中で、公害防止等の自主規制値、特に水銀についての記載について気になる箇所がありました。

水銀についてはまだ自主規制値のほうが決まっておらず、要求水準書の決定までに検討を行うとありますが、状況について伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

公害防止等の自主規制値につきましては、平成28年4月に策定した施設整備基本計画におきまして、煙突からの排ガスについて仮設定したところでございます。

なお、施設整備基本計画検討当時は、水銀につきましては今後の法規制の動向を踏まえて検討を行うとしておりましたが、平成30年4月1日より改正大気汚染防止法が施行され、1時間当たり200キロ以上の新設焼却施設につきましては、水銀の排出基準といたしまして30ナノグラムパー立方メートルが設けられたところでございます。

このことから、組合といたしましては現在行っている事業者からの見積設計図書の提案を基に、水銀の規制値について吉田区と協議の上、決定してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 分かりました。

（5）、審査委員会で方針を決定するプロセスについて伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 1の（5）についてお答えいたします。

事業者選定委員会につきましては、令和4年度に4回、令和5年度に3回、計7回の開催を予定し



ています。

令和4年度の事業者選定委員会の実施工程につきましては、令和4年8月中旬から9月下旬をめぐり、第1回として委員長、副委員長の選出、全体事業スケジュールの確認、令和4年10月中旬から下旬をめぐり、第2回として実施方針、要求水準書の検討、令和4年11月中旬から下旬をめぐり、第3回として実施方針案、要求水準書案の審議、入札公告、落札決定基準の検討を行います。

令和5年2月上旬から中旬をめぐり、第4回として入札公告案、落札者決定基準案の審議を経て、令和5年4月をめぐり入札公告を行う予定です。

令和5年度の事業者選定委員会の実施工程につきましては、令和5年7月中旬をめぐり、第5回として入札参加事業者との対面的対話、令和5年11月上旬から中旬をめぐり、第6回として基礎審査、事業者提案書の審査、基本協定案、契約案の審議を行ってまいります。

令和5年12月中旬から下旬をめぐり、第7回として価格要素、非価格要素の審査、総合評価、審査講評を行い、令和6年1月に仮契約、令和6年2月に組合議会議決後に本契約を予定しております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

委員会で方針を決定することについて伺います。

組合側が提案した方針を委員会で審査して決定するのか、それとも委員会で一から方針をつくっていくのか伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

事業者選定委員会におきましては、調査審議する内容につきましては、実施方針、要求水準書、入札公告、落札者決定基準等がございます。

これらにつきましては、当組合において案を作成し、事業者選定委員会におきましてご審議をいただき決定していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） それでは、(6)、審査項目の決定について、①、設計・建設について伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 1の(6)、①についてお答えします。

審査項目につきましては、平成28年度に策定した施設整備基本計画において掲げる基本方針を基に、事業者選定委員会において調査審議を行い、決定してまいります。

基本方針に掲げられる3つの基本方針は、主なものとして1、地域住民等の理解と協力を確保する安全、安心な施設整備、2として循環型社会形成と地域活性化の拠点となる施設整備、3として経済性と高度なシステムの両立を目指した施設整備となります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

審査項目の決定について、参考にするものはありますか、伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

審査項目の決定につきましては、環境省の廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きにおきまして、審査項目の考え方や例が示されておりますので、当該手引を参考とするほか、近年の他団体の審査項目につきましても参考にして、事業者選定委員会で調査審議を行い決定してまいります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

今までのご答弁の中で、審査項目については今後審議していくものと認識しましたが、一部考えを伺います。

基本計画の中で、効率かつ経済性を考慮した最新技術の導入を図るとありますが、例えば環境に配慮した最新技術には特許が絡み、ほかのメーカーでは提供できないものもあります。

審査項目には、環境に配慮した最新技術についての項目も必要と考えますが、組合の考えを伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

環境に配慮した最新技術には特許が絡むものの審査項目でございますが、組合といたしましては特許が絡むようなものを具体的に指定することは考えておりません。

各諸設備におきましては、具体的な規制値等を示し、その内容を満たし、経済性を考慮した最新技術を提案により求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 各事業者が何の特許を持っているかというのは、重要なことだと私は思いますので、そちらもよく確認しながら進めていただきたいと思いますと考えております。

②、運営維持管理業務について伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 1の（6）、②についてお答えいたします。

審査項目につきましては、平成28年度に策定した施設整備基本計画に掲げる基本方針を踏襲して、設計、建設に関する審査項目と同様に、運営維持管理面において達成する審査項目についても事業者選定委員会で調査審議を行い決定してまいります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

省エネ、人件費、機器の耐久年数への配慮等、その後運営していく費用も項目として必要と考えますが、組合の考えを伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

運営維持管理業務につきましても、設計、建設の審査項目と同様に、環境省の廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きのほか、近年の他団体の審査項目につきましても参考にし、事業者選定委員会で調査審議を行い決定してまいります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） （7）、事業者の決定について伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 1の（7）についてお答えいたします。

事業者の決定につきましては、事業者選定委員会において資格審査、技術審査を行い、最優秀提案者を決定してまいります。

参考といたしまして、資格審査と技術審査、技術審査の中に基礎審査、提案審査というものを考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

委員会で最優秀提案者を決定するとのことですが、慎重に審査、審議をした場合に、技術や費用のバランスにおいて点数が僅差となり判断が難しい場合もあると思います。

仮契約の事業者を最終的に判断するのはどなたでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

事業者選定委員会における調査審議につきましては、管理者からの諮問により答申をいただくものでございますので、仮契約の事業者を最終的に判断するのは管理者となるものでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 管理者は非常に重要な役割であるということ分かりました。

事業者は、最終的に議会の議決で決定するとのことで、議会も重要な役割を持っています。

個人的には、基本計画を読んだだけでは理解が難しいところがありまして、これまでの議員の皆様が行ってきたように、視察等の必要があるように思いました。

これまで組合と議会どちらが先導しての視察だったか分からないため、この質問が適切かはちょっと分からないのですけれども、組合議員の視察についての考えを伺います。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

組合の視察につきましては、組合が抱えている課題などに関連しまして先進的な取組を行っている施設等へ出向き直接調査し、事例などを把握するために実施しているものでございます。

近年では、平成28年度に次期中間処理施設整備に関係する地域振興策の参考に、水戸市小吹運動公園、それと水戸市植物公園を訪問しておりますが、令和2年度、3年度につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして視察の実施はございませんでした。

現在こうした視察の実施につきましては、議会、組合のどちらが先導するといった決まりはございませんが、議員の皆様からのご要望、ご提案がございましたら、皆様とご相談しながら今後の実施に向けた調整を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 先ほど地域振興策のほうで軍司議員からも組合議員の視察についてのお話がありましたが、議員の皆様にもコロナのこともありますが、ご相談させていただきたいと思っております。

それでは、質問2、地域振興事業について伺います。

軍司議員へのご回答の中で、今回用地買収について当初伺う予定だったのですが、こちらご説明がありましたので、今回は今後の流れについて確認させていただきます。

今年度は、今ある次期中間処理施設整備事業、地域振興策基本計画をブラッシュアップしていくことですが、組合で協議すること、吉田地区の関係者と協議が必要になる項目について伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問2についてお答えいたします。

地域振興策の基本計画につきましては、平成29年度に当初計画を策定いたしました。

計画検討の次のステップである基本設計の着手につきましては、令和7年度を予定しておりますが、それまでの間に吉田区の意向、消費者のニーズ、地域情勢、経済情勢などの変化のほか、既存技術の革新化や先進技術の普及などが想定されます。

基本計画につきましては、そうした諸点を踏まえた弾力的なブラッシュアップの検討を進め、令和元年度に第1回変更を行ったところでございます。当該ブラッシュアップにつきましては、基本設計に着手するまでの間、継続的に行う考えでございますが、さらなる計画変更を要する状況となりましたら、これまでと同様変更素案に対する関係市町との調整及びパブリックコメント手続を経て、管理者決裁による変更決定を考えております。

ご質問のありましたブラッシュアップの協議につきましては、公設の施設として整備する地域振興策の機能等に関することは、吉田区における検討を組合が支援する形で進めております。

また、地域振興策の指定管理者に選定する予定の株式会社よしだの経営等に関することにつきましては、吉田区が中心となって検討を進めております。

工事の発注方法や補助金、交付金等に関することにつきましては、組合が中心となって検討を進めております。

いずれにいたしましても、現状においては吉田区が設置したよしだ未来会議及び関係部会に組合職員が出席する形で、精力的な検討を進めております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

吉田地区の関係者の方々とは、基本計画の部分以外にも様々な協議をされていると思います。

その内容や協議のポイントについて伺います。特に先ほどご答弁の中にも少し出てきましたが、協議により計画変更の可能性のある項目があれば伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

現在よしだ未来会議及び関係部会において、先ほどご説明した基本計画のブラッシュアップのほか、将来、地域振興施設の指定管理者に選定する予定の株式会社よしだの経営に関することも検討を進めております。

具体的には、主に3点ございます。

1点目は、株式会社よしだがテナントなどによる外部運営を選択する機能の検討でございます。

保育機能や乗馬クラブ機能など、専門性が高く、多くのノウハウを要する分野につきましては、基本的には外部運営を選択する考えで検討を進めております。

2点目は、株式会社よしだが得る利益の用途に関する検討でございます。

株式会社よしだが得る利益につきましては、株主である吉田区への配当をすることが基本となりますが、里地里山を代表とする地域資源への再投資など、公共公益的な用途も踏まえた検討を進めております。

3点目は、株式会社よしだの職員体制でございます。

地域振興策の運営に当たっては、運営管理組織として様々な部門が必要となりますが、効率的な経営をにらんだ職員配置の基本的な考え方に関する検討を進めております。

ただいまご説明した3点のうち、1点目の外部運営を選択する機能につきましては、最終決定する段階で、その内容によっては基本計画の変更策定を要する可能性があります。現在最終決定には至っておりません。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 協議内容と今後の流れについては理解いたしました。

現在組合の事業を地元の方に受け入れていただき、支援をしていただいております。

組合からは、地域振興事業として継続的な地域の発展を支援するため、引き続き地元のためになる事業を関係者の皆様と協議しながら取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

それでは、質問3、平岡自然公園について。

（1）、墓地の販売状況と今後の見通しについて伺います。

○議長（石井恵子議員） 長沼平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（長沼徳雄君） 質問3の（1）についてお答えいたします。

令和3年度12月までの墓地の許可件数は71件、印西市59件、白井市12件で、当初からの合計で2,477件の許可件数であります。

整備済み基数が2,711基でありますことから、残基数は234基となります。

平岡自然公園基本計画（更新）での墓地需要は、年間100基前後と推測していることから残基数を勘案すると、令和5年度末には需要が満たされ、令和6年度以降の需要に応じる新たな整備が、令和5年度中に行う必要があるものと想定しております。

次の整備場所である第5、6区は、約2,200基が整備可能であります。平岡自然公園基本計画（更新）では、最近の墓地需要を鑑み半分の1,000基、約10年分を令和5年度に整備し、令和15年度に残

りの1,200基の整備を想定しております。

以上であります。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 今のご答弁を伺いますと、今使っているパークゴルフ場のところも墓地整備が進んでいくということが分かりましたが、昨今のパークゴルフ場の使用について伺います。

○議長（石井恵子議員） 長沼平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（長沼徳雄君） 質問3、(2)についてお答えいたします。

地元3町内会の組織、平岡自然公園対策連絡協議会からの要望で、暫定的であります、整備前の第5、6区をパークゴルフ場として平成23年度から開放してきました。

今後は令和5年度に見込む整備前までは全コースで使用可能であります、整備工事で降は現コースの半分での利用となる予定であります。

利用者の代表の方とは週1回程度現地で顔を合わせ、今後の状況の説明を密に行うなど、コミュニケーションを図っております。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） パークゴルフ場の今使っている場所が半分ぐらいになるということですが、再質問です。

規模は狭まるけれども、令和15年度の整備までの今から約10年間はパークゴルフ場としての運営は継続できるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 長沼平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（長沼徳雄君） お答えいたします。

今後の芝墓地の利用状況に左右されるところではありますが、墓地予定地の整備着手までは暫定利用は可能と考えております。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。

パークゴルフ場の使用区画の整備については、どの段階で決定されるか伺います。

○議長（石井恵子議員） 長沼平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（長沼徳雄君） お答えいたします。

令和4年度に1,000基分の区画を整備するための設計や開発行為申請に向けた業務を行います。

この設計に基づき、墓地区画整備工事を施工します。

芝墓地の利用状況にもよりますが、令和5年度中には工事着手となり、この時点で利用面積は半減する予定でございます。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 既に利用者の方と組合は密に情報交換されているということですが、整備計画のことも含めまして引き続き情報交換のほうをお願いできたらと思います。

それでは、質問4、組合に関数情報のウェブ発信について。

(1)、ホームページへのアクセス解析機能の追加について伺います。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

現在当組合のホームページは、アクセス解析機能は備わってございません。

また、近隣の一部事務組合とも情報交換をしているところでございますが、アクセス解析機能は備えていないとのごことでございました。

組合といたしましては、今後も類似団体と情報交換を進めつつ、住民が求める情報や不足している情報、また電話やメールでのご要望、ご意見等で問合せ内容が多い事項などは積極的にウェブ発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 組合のホームページにカウンター機能のようなものが追加されているように見えたのですが、この役割について伺います。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

このカウンター機能は、2013年に設置してございまして、組合ホームページの概ねの閲覧者数を把握するために設定したものでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 実験してみたのですが、ホームページを更新するためにカウントするというので、おおまかにカウントを、何回アクセスされたかというのが分かる機能だということが分かりました。

再質問です。

組合広報紙は情報が整理されていて、見やすいと思っているのですが、現在配布されていない世帯、約46%あると伺いました。

前回も議会で申し上げましたが、各事業における住民意識の向上や情報提供のためには、その46%の方々に情報が伝わっているかも重要であると考えます。

本来でありますと、アクセス解析により何人の住民がホームページで情報を取得できているか等の分析を行い、次の段階としてホームページの発信方法について、より具体的な協議ができると考えますが、組合の考えを伺います。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

新聞折り込みで配布されていない世帯が約46%ではありますが、新聞折り込み配布のほか、構成市町への広報紙設置、それから組合各施設への設置、それと組合ホームページへの掲載さらには組合ホームページと市町のホームページのリンクなど、様々な方法で情報発信をございまして、苦情や問合せもない状況からも、おおむねその目的については達成できていると考えているところでございます。

ただ、ご質問のアクセス解析機能につきましては、ご意見を踏まえまして、必要性を含めて考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） アクセス解析機能、予算等の関係などで入れるのが難しいという場合には、ホームページ改修時、リニューアル時にアクセス解析機能を、そのときに入れることは容易であると思いますので、引き続きご検討をお願いできればと思います。

（2）、以前議会でホームページの改修について質問した際に、活用の研究をしていくとご答弁がりましたが、その後研究、検討されたことはあるか伺います。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

当組合のホームページにつきましては、2003年にウェブサイトを作成しまして、その後は公開する情報や事業の増加に伴いまして当初のデザイン、機能をベースにして職員が更新作業を行いながら現在に至っているところでございます。

組合といたしましても、近隣の一部事務組合と情報交換を行い、研究を進めてまいりましたが、一部事務組合の事業規模の問題などから、見直しは進んでいない状況でございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 以前申し上げましたが、現在の組合のホームページは情報が整理されて

いて、きれいで見やすいと思っています。

しかしながら、時代とともに見やすいホームページの定義は変わります。

特に近年では学校でICTを活用している子供たちがクリーンセンターなどについて容易に学べるようなホームページであってほしいと個人的には思っています。

(3)の質問に関係しますので、次の質問に移ります。

再質問です。現在のホームページは、セキュリティー保護いわゆるSSL化がされていないのですが、今後インターネットブラウザによっては開けなくなる可能性が出てくると思っています。対応の必要があると考えますが、組合の考えを伺います。

○議長(石井恵子議員) 朝倉庶務課長。

○庶務課長(朝倉勇治君) 答えいたします。

現在のホームページは、閲覧がメインでございますため、個人情報などの流出は考えにくいものと思われま

す。しかしながら、ブラウザが開けなくなるなどの不具合に対応するため、今後はしっかりセキュリティー保護対策もしていかなければならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長(石井恵子議員) 松本議員。

○2番(松本有利子議員) セキュリティー対策、SSL化は今のホームページの基本であり、ある日急にSSL化されていないページが見れなくなる可能性も十分にあります。

今の組合ホームページについても、念のため業者さん等を通して改修することをご検討いただきたいなというふうに思っております。

再質問です。

組合ホームページに限らず、現在PDF形式でウェブ上に掲載している資料が多くあります。

しかしながら、スマートフォンの場合、PDF形式のファイルを開くには、一度自分の機種にファイルをダウンロードしてからでないと開けないことがあります。

何度も見る施設の営業時間、利用料金、構成市町のホームページからもお知らせするような内容等は、特に可能な場合は、ダウンロードの必要のないような形式での掲載を検討いただけないかと思いますが、組合の考えを伺います。

○議長(石井恵子議員) 朝倉庶務課長。

○庶務課長(朝倉勇治君) 答えいたします。

ご意見を踏まえまして、組合ホームページのリニューアル等の機会にぜひ考えてまいりたいと思

います。

以上でございます。

○議長(石井恵子議員) 松本議員。

○2番(松本有利子議員) (3)、次期中間処理施設や地域振興事業のウェブ発信について伺います。

○議長(石井恵子議員) 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長(勝田博之君) 4の(3)についてお答えいたします。

本事業につきましては、平成25年度の用地選定の段階から組合ホームページへの掲載や組合広報や印クリ通信などで当該事業について周知を図ってきたところでございます。

今後もこの取組を継続し、供用開始後の次期中間処理施設の排ガス測定値や処理量等の運転実績等について、本組合のホームページ等で情報公開に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(石井恵子議員) 松本議員。

○2番(松本有利子議員) 再質問です。

(2)にも関連しますが、次期中間処理施設や地域振興事業が始まるタイミングでは、初めての組合ホームページにアクセスする方も多く出てくると思っています。

また、個人的な意見ですが、子供たちの学校の授業でも活用できるような次期中間処理施設を学べ

るウェブサイト、例えば工場見学ができるようなサイトがあれば、より理解を深められるかなと思います。

以上のことから、当事業が開始する少し前のタイミングに新しいホームページを立ち上げる必要性を感じていますが、ホームページ作成の発注等について検討できないか、組合の考えを伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

現在印西クリーンセンターで行っている施設計画等につきましては、継続することを考慮しつつ、新たに子供たちの学校の授業等でも活用できるようなバーチャル的な形態についても、事業者からの技術提案を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） （2）で質問しましたホームページのリニューアルと併せて検討いただけたらと思っております。

再質問です。

最後の質問になります。

今の時代では、ホームページが不要であるという考えもあります。

というのも、ホームページを持たず、SNSの発信のみで運営する店舗も多くあるからです。

ホームページは見なくてもSNSは見るという住民も多くいらっしゃると思います。

そこで、伺いますが、住民の方に地域振興事業等を知っていただくため、発信手段としてSNSの活用も視野に入れて協議していくことはできないか伺いまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

ご質問のありましたSNSの活用につきましては、現在において有効な情報発信になるものと考えておりますが、SNSにつきましては、様々な種類があることや効果的な運用方針をあらかじめ定める必要があることなどから、今後類似施設の対応状況も踏まえながら、調査検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、吉田区におきまして地域振興事業等を紹介するホームページを開設いたしましたので、吉田区とも連携しながら今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 以上で松本議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は13時。

（午前 11時45分）

---

○議長（石井恵子議員） それでは、再開いたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（石井恵子議員） 次に、議席10番、柴田圭子議員の発言を許します。

柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 通告に従いまして、3つの項目について質問をさせていただきます。

最初の質問は、現施設における地域住民との協議についてです。

現在半径2.5キロメートル圏内の自治会や町内会との協定に基づいて環境委員会が設置され、定期的に会議が開催されています。

このことについて、以下伺います。

（1）、環境委員会が設置されるに至った経緯を伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、（1）についてお答えいたします。



印西クリーンセンターの竣工前である昭和60年9月から、清掃工場に対する公害などの不安を解消し、安心していただけること、また清掃工場の事業運営にご理解とご協力をいただけるよう、清掃工場周辺に設置された千葉ニュータウン中央地区自治会等連絡協議会へ説明を行っております。

その後協議を重ね、9つの自治会等と環境委員会を設置し、印西クリーンセンターの操業及び公害防止協定を昭和62年12月13日に締結したのが環境委員会の始まりでございます、現在35の自治会が参加している状況でございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 環境委員会というのが設置されていて、今、年に4回会議が行われているということですが、操業前から地域の住民とは話し合いがされているという状況だったということが分かります。

ずっと行われている会議内容なのですが、そのことについて2つ目で伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 1の（2）についてお答えいたします。

環境委員会は、年4回開催され、印西クリーンセンターの操業状況、公害防止協定に基づいた排ガスや臭気濃度などの測定値の報告、近年では次期中間処理事業の進捗状況などを報告し、質疑応答などを行っております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 測定値の報告ということですが、これ協定値があると思います。

この規制値よりも、さらに厳しくした協定値であると思いますけれども、この法定測定値と協定値において、その話し合いですか、どのようにこの協定値が決まっていたかということについてはお答えできますでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

当時の協議におきまして、協定値のほうは決めさせていただいたのですが、そちらの数値につきましては当時の施設整備の基準ですとか、当時の法的な基準を基に決めさせていただいております。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 操業して何十年もたっている間に、法の規制値も変わってきていると思います。

後からダイオキシン値の規制も加わったりしていると思うのですが、それについての話し合い、協議は都度、その環境委員会と決めて規制値を見直すなりなんなりしてきたということによろしいでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

環境委員会と話し合いを行い、数値のほうは設定しております。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） そうしましたら、今まで協定値よりも超えてしまったというようなことはありましたでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

協定値を超えたようなことはございません。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） では、次に行きます。

このように操業されてきているクリーンセンターなのですけれども、この環境委員会の地域の人たちの協議の場ということについての意義をどのようにお考えでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 1の3についてお答えいたします。

環境委員会での報告内容や情報発信により近隣住民の皆様の不安や疑問などを解消し、印西クリーンセンターが安心して安全な施設であることをご認識いただける機会となっていると考えております。以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 今、近隣住民の方の不安や疑問を解消しというお答えがありましたけれども、環境委員会を傍聴しますと、かなりいろんな意見が出ているのを存じております。

今まで疑問点とか不安な点とかが出されて、それに対してどのように対応されてきたのかということをも、もし具体例があればお示しいただきたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

最近の質問では、ごみ質の関係で珪藻土の関係についてどのように取り扱っているかとか、そういったことのご質問がありました。

それについてお答えさせていただいております。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） そうしますと、環境委員会のほうから出された疑問などについては、きちんと丁寧にお答えを出し、安心をしていただくために努めていらっしゃるということでもよろしいですね。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

今ご質問あったように、環境委員さんからのご質問については、こちらも分かりやすく丁寧にご説明するように心がけて行っております。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 分かりました。

ということは、印西クリーンセンターにとっては環境委員会というのは1つの一般住民の監視の場にもなるし、あるいは正常な操業が行われるため1つの歯止めみたいなものにもという役割も果たしているのかなと考えるところです。

それでは、質問の2に行きたいと思います。

これは質問1にかなり関連をしているところです。

今の質問は、現在の施設における環境委員会、住民との協議の場について伺いましたが、次の質問は次期中間処理施設における住民との協議について伺いたいと思います。

次期中間処理施設は、現施設とは全く違う環境下に建設されることとなりますけれども、住民との協議の場はどうなるのでしょうか。

現在の環境委員会の在り方も踏まえて、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 2の（1）についてお答えいたします。

印西クリーンセンターでは、昭和61年12月に当時の周辺自治会と公害防止協定を締結いたしました。

当該協定に基づき、印西クリーンセンターの操業における実績や排ガス等の環境基準など、四半期ごとに開催している環境委員会で報告しております。

次期中間処理施設が稼働し、印西クリーンセンターの操業が終了した場合は、現在の環境委員会はその役目を終了すると考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 現在の環境委員会は役目としては終了するという事は、場所が移ればそのとおりだと思います。

ただ、今の環境委員会でも次期の施設の話は出ているということでした。

専門の知識の方も大分おられるようですし、今回の移る次期中間施設について何らかのご意見などは、もう既に出たりしていますでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

次期中間処理施設が安全、安心に操業される状況について監視する機関の設置や排ガス等の自主規制値、操業状況を定期的に確認するなどのモニタリング体制を構築することにつきましては、平成29年3月22日に吉田区と当組合で締結した次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定に基づき、吉田区と当組合により協議を行い、設置していくことと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 分かりました。

今の委員会とはまた別の組織でやりますということだと思います。

今お尋ねしようと思ったのは、次期中間処理施設で環境委員会のような組織はということであれば、今のようなまた新たな組織でやりますということだったかなと思いますけれども、それでは次の質問に移ります。

2番目の地区の住民は吉田地区の方だからいいのですけれども、市の境に移りますので、他市のほうにも当然影響が出ていくと思うのですけれども、他市の住民に対する対応というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 2の（2）についてお答えいたします。

次期中間処理施設の運営維持管理におきましては、モニタリングポスト等を設置し、常時測定可能な排ガスの測定値を表示するほか、定期測定、定点観測の結果や処理量等の運転実績につきましても、組合のホームページ上に掲載するなどし、情報公開に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 要は、他市の住民に対してはそのようにホームページ上で公開していきまじすということだったと思うんですけれども、他市の住民だけでなく、他の自治体とも隣接しているので、当然協議とかしたほうがいいかなと思うのですけれども、関係する自治体への対応についてはどのようにお考えですか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

環境影響評価手続を進めていく中で、今後実施される準備書の住民説明会において、具体的な数値等を用い、住民の不安や懸念等に対し丁寧な説明を行ってまいります。

また、関係する自治体に対しましては、印西市と協議を行い、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） すみません、これ自治体への対応というのは自治体同士になるのですか、それとも組合が窓口になるのでしょうか、印西市との協議ということだったのですけれども。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

今回の環境影響評価につきましては、都市計画決定手続の一環として行っておりますので、都市計画決定権者であります印西市さんと協議をして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 環境影響評価の手続は当事者が印西市だということですが、次期中間処理施設が稼働するに至った以降については組合が窓口になるのではないのかなと思うのですが、その確認をもう一回させてください。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

そちらにつきましても、今後環境影響評価手続、準備書の説明等を行ってまいりますので、その中で関係する自治体との協議のほうは進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） それでは、その環境影響評価方法の説明会についてちょっと伺います。

昨年9月に行われているわけです。

そして、その上で10月19日を期限として、環境の保全の見地からの意見を受け付けたという報告をいただいています。

これが近隣他市の市民に対する説明を行う場の第1回目というように捉えてもいいのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

環境影響評価の説明会は、第1回ということで行わせていただきました。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） それでは、ここで意見というのは他市の方からは出されたりしておりますか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

環境影響評価方法書手続の中で、八千代市及び佐倉市から意見提出がございました。

八千代市からは、環境影響評価の実施に当たり、関係法令や基準等に基づき適切な調査、予測、評価を行い、環境影響を極力低減させてほしいというものでございました。

こちらに対しましては、ご意見のとおり適正な調査、予測、評価を実施し、環境影響の低減について進めてまいります。

佐倉市からは、具体的な2項目の意見がございました。1つ目として、ばい煙、粉じんに関する調査地点につきまして、最大着地点近傍の人口密集地の高い佐倉市内に設定してほしいというものでございました。

こちらに対しましては、方法書で算出してありますばい煙、粉じんの最大着地点濃度、約2.5キロの範囲外に設置することになりますことから、佐倉市と慎重に協議を進めてまいりたいと考えております。

2つ目として、低周音波調査の測定方法の追加要望でございます。

こちらに対しましては、平成12年10月、環境省が定めた低周波音の測定方法に関するマニュアルに基づき、当初より要望内容のとおり測定をすることとしております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 今伺ったご意見というのは個人から出されているのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

今のご意見は、それぞれの市から出されている意見でございます。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 今後も住民の不安や懸念などに対して丁寧な説明を行っていかれるということでしたけれども、今後も近隣の住民の方に対しては説明をしたりする機会があるということになりますか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、準備書の説明会の中で近隣の市町への説明を行っていくと考えております。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 今の環境委員会のような住民との協議の場、協定を結んでの協議の場というのは移転した後もお考えでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えさせていただきます。

そちらにつきましては、先ほどのご回答と同じになってしまいますが、吉田区さんと結びました協定書に基づいて、そういった委員会等を設けて行っていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 市の境にあるところから、私が伺いたいのは、他市の方との協議の場というのはどうなるのでしょうかということです。

例えば柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合などは鎌ヶ谷市と柏市と、あと白井市も関係がありますが、組合のほうから関係のあるところの自治会等に働きかけを行い、あるいはその構成市のほうから働きかけてもらって、1つのまとまり、環境委員会をつくったという経緯があります。

また、船橋の北部清掃工場などは本当に市境で、直進距離にして白井のある地区には80メートルという近さのところがあるので、白井のほうがちんと白井の自治会とそれこそ協定値を結び、定期的な会合を持って今に至っています。

非常に協定値が法の基準値よりも低く設定されていて、定期的な話し合いが持たれて、ずっと続いているという状況があります。

今ご紹介したように、市の境にあるところは自分の市の中だけ、自分たちの組合の構成のところだけに影響が及ぶというわけではありません。

ですので、ホームページに公開していきますとかということだけではなく、直接意見をお聞きする、直接やり取りをする場というのはぜひこちらから積極的に、それも早めに設けて経過も含めた様子を知らせつつ、協定なりなんなりを結んで進めていくという、そういう積極的な姿勢が私は求められているかなと思うのです。

そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

繰り返しのなってしまいますが、次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定に基づき、吉田区と当組合による協議により設置することとしておりますので、吉田区さんとの協議をまず行わせていただいでから考えさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 吉田地区がまず第一というのは分かりますけれども、他市の方もいますけれども、どうしますかというのは、こちらから働きかけていただきたいことです。

それはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど出された意見も十分に吟味をする必要があるなと思いました。

というのは、排ガスの最大着地濃度の2.5キロ離れたところにもポストを設置してほしいというような意見があったということですが、どちらかというと煙突のところが一番高い能であるはず

で、そこがクリアしていれば別に市街地の中にポストを設けるということで、そこのばいじんや何かも測定してしまう可能性もありますし、その中身についても、ただ言われて「はい」というわけではなく、十分に吟味しながら、調整しながら進めていただければいいかなと思っています。

質問の1と2については以上で終わります。

では、3つ目の質問に行きます。

新型コロナ禍における印西クリーンセンターの職員を感染から守るための対策についてを伺います。

全国の自治体では、新型コロナの地方創生臨時交付金によって様々な事業が展開されています。

そのBCPということについては先ほど質問がありましたけれども、職員さん自体を守っていくことの視点で私は伺いたいと思います。

まず、当組合の新型コロナ対策費用のこれまでにいろいろ取られていますけれども、財源はどのようになっていますか。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

当組合の新型コロナウイルス対策に要する経費に対しましては、一般財源、これを充ててございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これにつきましては交付対象が都道府県、それから市町村とされておりまして、当組合では直接交付を受けてございません。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 昨年、一昨年とパーティション購入したり消毒薬を買ったりというコロナ対策費用は、結構使われていると思うのですが、それはコロナ対策費用という計上はないけれども、消耗品費とかに入っているということでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

当組合の予算立てにつきましては、特にコロナ対応費用という項目でまとめた経費の計上はございませんが、それぞれの項目の中で消耗品であるとか備品、そういったところに混ぜて、溶け込ませて計上をしているところで、その中から必要に応じて対策費として経費の支出を行っているというところでございます。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） では、次の質問に入ります。

職員さんを守るために、あるいは感染拡大を防ぐための対策は、どのような考えに基づいて、どのように立てておられるでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

こちら国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、この中でごみ処理は国民の安定的な生活の確保に必要な事業であることから、職員間の感染防止のため、まず事務室内に飛沫防止のためのパーティションの設置、それから職員の検温、マスクの着用、さらには入室の際に手指のアルコール消毒、これを行っているところでございます。

今後でございますが、さらなる感染拡大によりまして緊急事態宣言などが発令された場合などには、人と人が接する機会を低減し、職員間の感染防止のために職員を例えば2班に分けて、2階事務室と3階のスペースあるいは大会議室などを活用した分散勤務、これらなどの対策を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 今までののは全部予防ですね。

これだけ多くなってくると、本当にいつ感染者が出てもおかしくない状況になっていると思います。それに対して各構成市町は、それぞれに、それなりに交付金使って対策を立てたり、少なくとも白井市も、多分印西市もでしょうけれども、立てているのです。

それは組合においても同じだと思いますし、いざ本当に出してしまった場合どうするか、そこに対する対策費用を私は充ててもいいのではないかと思うのですけれども、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

万一職員の中から陽性者が出たという確認をしました際には、まず当然ながら執務場所であるとか窓口、それから共用部分などについての消毒行うことはもちろん、また印旛保健所あるいは県など等の指示を仰ぎながら、濃厚接触者の特定をするとともに、先ほどお答え申し上げました抗原検査キットなどの活用、また印西市内あるいは近隣の周辺のウイルスの検査会場、こういったところや、あるいは医療機関、そういったところでの検査の実施ですとかによりまして、さらなる拡大防止を図っていくということが重要になることだと考えております。

また、繰り返しになりますが、拡大防止という観点から当然分散勤務などをさらに強化する必要が出てくる可能性もございますので、そういったことを総合的に考えて、組合の各事業が止まることのないような最大限の工夫をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） ここに管理者も副管理者もいて、それぞれ構成市町の財源持っているわけですが、組合の財源はそこから出ているわけで、職員を守ってBCP貫いていくということについては、もうちょっと対策を具体的に、予算の中に紛れてしまっていますけれども、私はちゃんと費目として立てて構わないと思うのです。

そのために対策どうするかというのを一度きちんと協議し、それこそ無料でPCR検査を行うとか、そういうような対策を具体的に考えて、きちんと予算として取って緊急体制でも備えられるような体制を少なくとも姿勢としては持っておくべきではないかと思えます。

それは構成市町の首長さんたちだっただけで十分にそれは相談に応じてもらえる話だと思いますので、ここについては予防だけでなく、実際に起こってしまった場合どうするかということについて、いま一度きちっとした協議と対策の構築をお願いしたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

ただいま柴田議員からご質問あるいはご心配としてご質問いただいたかと思えます。

当然ながら組合につきましては、その財源は市町からの負担金に頼るところが多うございます。

そういったことから、組合のコロナ対策、こういった費用、さらに明確にしていくとか、そういったことも含め、その財源については市町さんの財政の状況もおありかと思えますので、市町さんにご相談を重ねながら、あるいは組合の予算立てについてもなるべく分かりやすいものがあるかどうか、それについて総合的によりよいものをつくっていければなということで検討を重ねてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） これで最後にしたいと思います。

コロナ交付金は、割と用途が限られていないというか、いろんな事業に回せるものですし、組合のほうに回しましたというのも理由として立つのではないかと思います。

ちょうど管理者、副管理者おられることですので、その辺りの協議をきちんと受けてあげていただきたいなと思って、それを要望して終わりにします。

○議長（石井恵子議員） 以上で柴田議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎承認第1号

○議長（石井恵子議員） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 本案は、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、相手方への誠意、配慮などを考慮し、早急に対応処理する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年11月17日、専決処分をしましたので、同法第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木秀昭君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。大変恐縮ですが、座ったまま説明をさせていただきます。

承認第1号関係資料、専決処分書の写し及び交通事故現場現況図を御覧ください。

交通事故の概要でございますが、令和3年8月5日木曜日の午後2時36分頃、白井市清戸424番地1先の白井市道00—01号線と県道189号線との丁字路交差点におきまして、組合公用車が市道を直進していたところ、左手の県道から右折してきた相手方車両と接触し、双方の車両が損傷したものでございます。

次に、和解の条件でございますが、自己責任は組合が30%、相手方が70%でございます。組合が相手方に支払う損害賠償額は2万2,771円、相手方が組合に支払う損害賠償額は16万9,400円でございます。

なお、損害賠償額の支払い後は、双方ともに本件に関し、裁判上、裁判外を問わず、一切の異議申立て、請求を行わないものとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 承認第1号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） いつか聞こうかなと思っていたことも含めて、ちょっとこの専決に絡めてお聞きしたいのですけれども、今回こちらが30対70で、どちらかというともらい事故なのかなというふうにして思いながら見てはいるのですけれども、私はこの専決見ていると1つちょっとよく分からなかったのが、そもそもこの組合の運転されている方はどこからどこへ向かおうとしていたのだろうか、もちろんこれともらい事故で、推測するに例えば白井市役所のほうから、この道路を通過して国道464号線に出ようとしていたのかなと、その後こちらの組合の事務所に帰ってこようかなというふうにして考えていたのかなというふうにして思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

本件事故の内容のご質問でございますが、組合公用車は白井市役所で公務を行い、終了し、組合の施設である平岡自然公園、要は印西斎場、こちらに向かうために当該場所を車で進行していたものでございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） そうすると、2つ分からないのですけれども、1点が平岡自然公園に向かおうとするのであれば、ここ曲がって、これ北環状線に入るところだと思うのですけれども、北環状線から平岡に行ったほうが早いのではないかなと思ったりもするのですけれども、国道464号線に出たから印西牧の原駅のヤマダ電機辺りを左に曲がるつもりだったのか、その辺が1点、例えば車の走



行に当たってどこを通れなんてルールはないのかもしれませんが、その辺があるのかどうかというのを確認します。

私がちょっと聞いたかったというのは、そもそもこの環境整備事業組合の事務所に入るに当たって、例えば国道464号線からこちらに入ろうとする場合には、これは私だけかもしれませんが、もしかすると多くの方もそうかもしれませんが、この印西地区環境整備事業組合がある場所というのが市道の南行きの道路から左折して入る、あるいは温水センターのほうから左折して入るというふうにしかないわけです。

そうすると、交差点を北行き、国道464号線からこちらに入ろうとすると北行きの道路を通過して、あの交差点を右にぐるっと曲がって、要するに交差点、横断歩道を右にまたぐような形で来るのかなと、現実的に私はそうしているのだけれども、その辺で例えば交差点についてどういうふうにして通るとか、その辺は印西地区環境整備事業組合の職員さんの間で何か取決めとかルールとか、何を言いたいかという、この運転している方だけではなくて、通常に事故なく帰ろうとするのであれば、北環状線通ってきて小倉台と木刈の間からこちらに通ってきたほうがすんなりと南行きの道路に入れて、こちらの事務所のほうに来れるのではないかなと思ったりもするのだけれども、今回は平岡のほうに行くというときにわざわざ国道464号線に出て回ってみたいなので、該当しないのかもしれませんが、ちょっといろいろ複数のことを今まとめて聞いてしまっていますけれども、1点はその北環状線を何で通って平岡のほうに行こうとしていないのか、2点目として例えばどこへ行くのに、例えば北環状線を通る、国道464号線を通る交通ルールのものがあるのか、あるいは3点目がこの建物がある場所、建物に入る場所についてどうやって職員さんはここに来るのか、明確なルールというか交差点を通過するときのルールとか、その辺というのはあるのだろうかという3点ですね、この辺ちょっとお聞きします。

○議長（石井恵子議員） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木秀昭君） 組合の職員につきましては、事故場所を過ぎまして国道464号線を左折し、千葉ニュータウン中央駅前の国道464号線を通って平岡のほうに帰ろうとしていたと考えられます。

それから、この組合の職員が使う、このクリーンセンターに入る道ですけども、こちらのほうについては道路交通法に従って通常どおり運転していただくというようなことで考えております。

しかしながら、安全面等ありますので、ここの出口を出るときにはパトライトというのでしょうか、回転灯を回して歩道等の安全を確認できるようになっているようなところがございます。

○3番（軍司俊紀議員） 質疑を終わります。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はありませんか。

増田議員。

○7番（増田葉子議員） 1点だけ伺います。

損害賠償額からすると、スピード出ていないと思いますが、結構な事故なのかなというふうに、車両の損害額から思うのですが、人身部分、けがが残ったとか双方にどのようなけががあったのか、またそれが新たな専決処分というような形で人身部分が後から出てくるような形になるのか、ちょっとその点について教えてください。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

まず、事故の損害程度なのですが、双方の車の前方バンパー周り、これの損傷でございます。

次に、人的なものでございますが、幸いにも双方にけがなどの人的被害はなかったものでございます。

さらに、先ほど局長の説明でもありましたとおり、こちら和解に当たりましては損害賠償額の支払いの後につきましては、双方ともにこの件に関しまして裁判上、それから裁判外を問わず一切の異議申立て請求を行わないものとするものでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（石井恵子議員） これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（石井恵子議員） 討論なしと認めます。  
これより承認第1号について採決をいたします。  
承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、賛成の方は起立願います。  
(起立全員)

- 議長（石井恵子議員） 起立全員です。  
よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

---

◎議案第1号

- 議長（石井恵子議員） 日程第6、議案第1号 印西地区環境整備事業組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。  
板倉管理者。

- 管理者（板倉正直君） 印西地区環境整備事業組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法施行条例の引用する法令に改正があったため、用語を改めるものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長（石井恵子議員） 鈴木事務局長。

- 事務局長（鈴木秀昭君） 印西地区環境整備事業組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

議案第1号関係資料を御覧ください。

改正理由は、不正競争防止法等の一部を改正する法律により、工業標準化法の一部が改正され、法律名称が産業標準化法に改められるとともに、日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴いまして、行政不服審査法施行条例で引用する用語を改めるものでございます。

次に、新旧対照表を御覧ください。

改正の箇所は、新旧対照表のとおり、別表備考2中、日本工業規格を日本産業規格に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長（石井恵子議員） 議案第1号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（石井恵子議員） 質疑はなしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（石井恵子議員） 討論なしと認めます。  
これより議案第1号について採決をいたします。  
議案第1号 印西地区環境整備事業組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長（石井恵子議員） 起立全員です。

よって、議案第1号は可決することに決定いたしました。

---

◎議案第2号

○議長（石井恵子議員） 日程第7、議案第2号 印西地区環境整備事業組合附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第2号につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、新たに組合の附属機関として次期中間処理施設整備事業施設整備運営事業者選定委員会を設置するため、その設置根拠となる組合附属機関条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木秀昭君） 議案第2号の内容について、ご説明いたします。

議案第2号関係資料を御覧ください。

本案は、令和5年度からの入札手続を予定している次期中間処理施設の発注仕様となる要求水準書等の作成及び要求水準書に対しまして提出される技術審査書類の審議等にあたり、令和4年度から組合の附属機関として印西地区環境整備事業組合印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会を設置するために、その根拠となる組合附属機関条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号を御覧ください。

別表の附属機関に、新たに印西地区環境整備事業組合印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会を加え、担任する事務、組織、委員の構成、定員及び任期を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 議案第2号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） ちょっとお聞きしたいのが、こちらの委員会をつくるということ自体には反対はしないのですけれども、こちらの任期については真ん中辺りに次期中間処理施設整備事業の施設整備及び運営事業者選定について、管理者の諮問に応じ、または自ら調査審議し、意見を述べるということというふうにして書いてありますけれども、そうすると新年度は令和4年度になるわけなのですけれども、この施設整備基本設計・建設工事発注支援業務については、当初の次期中間処理施設整備事業というものが令和9年度、2027年に終わりにして、令和10年から稼働するということを考えると、スケジュール的にいうと、令和4年、令和5年においてこの委員会が実質的に動くということになると思うのですけれども、令和4年度、令和5年度がここに書いてある管理者の諮問に応じて自ら調査審議し、意見を述べるということ期間になるのかどうか、つまり2か年だけ、想定上は2か年ぐらいなのか、そういう認識でいいのかどうかをちょっと確認したいと思います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

任期的には、令和4年度に要求水準書の作成のところからご意見をいただき、令和5年度に要求水準書を固めるということまでのおおむね2か年を予定しております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番(軍司俊紀議員) そうすると、今後の中間処理施設整備事業を見ると、要求水準書の作成が令和4年度、それから技術提案審査、総合評価が令和5年度というようなスケジュールになっていますので、今工場長のほうからご回答いただいたように、2年間だということであれば、想定しているこちらの委員会の例えば1年間当たりどのぐらい開催する予定なのか、次の議案にも絡んでくると思うのですけれども、年に何回ぐらい想定しているのか、どう思われますか。

○議長(石井恵子議員) 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長(勝田博之君) お答えいたします。

令和4年度は4回予定をしております。令和5年度につきましては3回、計7回の予定でございます。

以上でございます。

○議長(石井恵子議員) 軍司議員。

○3番(軍司俊紀議員) これ3回目になると思いますので、そうすると令和4年度が4回、令和5年度が3回、合計7回で、そもそもの目的とする要求水準書等の作成についての評価というか内容確認、そしてその後の技術提案審査表、総合評価というものが3回ぐらいでできるものなのですか、ちょっとその辺がよく分からないのですけれども、こういった方々を人選してくるのかというのは今後これ議会にも出てくるものなのですか。

それも踏まえてちょっとご回答いただければと思います。

○議長(石井恵子議員) 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長(勝田博之君) まず、委員構成についてご説明させていただきます。

委員につきましては、学識経験を有する者といたしまして3名、こちらの方につきましては環境施策や清掃工場の各設備等に識見を有する者を予定させていただいております。

あと4名につきましては、管理者が必要と認めるものといたしまして、関係市町の各副市町長や印西クリーンセンター次期中間処理施設立地地区の住民の4名を予定しております。

それで計7名となっております。

あと7回で議論が熟するかということについては、こちらにつきましては選定委員会の中に作業部会を設けて、作業部会の中でもまた担当課長等の意見を踏まえつつ、議論を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(石井恵子議員) ほかに質疑はありませんか。

増田議員。

○7番(増田葉子議員) すみません、ちょっと今軍司議員の質問の、よく聞き取れなかったので確認させていただきたいのですが、学識経験者が3人で、それから管理者が必要と認める者が4人ということで、確認なのですけれども、構成市町の副市長ですか。

構成市町からの代表者というのはどなたになるのか、ちょっと伺いたいのです。

かなりこれ専門的なあれになりますので、行政担当者がどういう行政担当者が入るかというのは非常に大事なのではないかなと思うのですが、もう一度ちょっと確認させてください。

○議長(石井恵子議員) 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長(勝田博之君) お答えいたします。

管理者が必要と認める者といたしまして、各市町からは各副市町長をお願いしたいと考えております。

専門的な部分につきましては、先ほど軍司議員にお答えしましたが、作業部会を設けて議論のほうは進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長(石井恵子議員) 増田議員。

○7番(増田葉子議員) よく分かった。

要するに実務担当者はほかに下部組織があつてということになるのかと思うのですけれども、了解いたしました。

それで、あと地元の方が吉田区の方が入ることになるのでしょうか。

できれば、やはり実務担当者が表に出てくるような委員構成のほうが、私は今後のためにいいのかなというふうに思ったので、一応ちょっとご意見として申し上げておきたいと思います。

すみません、確認ですので、質問ではないのに申し訳ありません。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

議案第2号 印西地区環境整備事業組合附属機関条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（石井恵子議員） 起立全員です。

よって、議案第2号は可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第3号

○議長（石井恵子議員） 日程第8、議案第3号 印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第3号について、提案理由を申し上げます。

本案は、組合附属機関条例の一部を改正する条例の制定に伴い、組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償に関する条例に、新たに組合の附属機関として設置する次期中間処理施設整備事業施設整備運営事業者選定委員会に係る各委員の報酬を加え、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木秀昭君） 議案第3号の内容について、ご説明いたします。

議案第3号関係資料を御覧ください。

本案は、印西地区環境整備事業組合印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会を設置するため、組合附属機関の条例の一部を改正することに伴い、組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例に、印西地区環境整備事業組合印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会に係る委員の報酬を加え、条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号を御覧ください。

別表第1の職名に、新たに印西地区環境整備事業組合印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会学識経験委員及び同委員を加え、報酬を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 議案第3号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） 先ほどの中で、どういう人を選ぶかということの質疑はあったのですけれども、この日額2万5,000円という範囲が妥当なのかどうかもよく分からないのですけれども、学識経験というのをどういうところから持ってくる、どういう人、どういう中から選ぶことになるのか、

ちょっとかなり気になるので、そこを再度この報酬でどのくらいの人が呼べるのかなというのもよく分からないので、この金額の根拠も含めてちょっとお尋ねします。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 委員の構成につきましては、本議会が終了しましたら、正式に打診させていただきたいと思いますが、今のところ国の外郭団体の施設長であったり、全国の廃棄物を扱っている協議会の方ですとか、そういった識見を有する方たちに打診をしているところでございます。

また、金額につきましては、委員報酬につきましては、平成25年度に設置した印西地区ごみ処理基本計画検討委員会及び次期中間処理施設用地検討委員会におきまして設定したものを、同様に設定した金額等の整合を図り設定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） 平成25年度のとくと整合を図りというのは、そのときと同じ金額ということかなと受け止めたのですけれども、ちゃんとした施設をつくるための、いわゆる相場的なものというのもあると思うのです。

そこの検討はしなかったのかということと、あと管理者が必要と認める者7,500円、日額についてなのですけれども、これも副市長を充てるというふうにさっきおっしゃっていたと思うのですが、要は町長とか市長の次の人を充てるということになるというふうにおっしゃられたかと思えますけれども、よく行政の人が役に就くと受け取らないとかということも、それはよく実際に目の当たりにしたりもしているのですけれども、副市長とか助役とか、そういう役目の方にどういうものを期待して充てようとしているのでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） それぞれの市町の副市町長につきましては、経済性ですとか高い技術性を総合的に勘案していただくために、各市町を代表いたしまして委員のほうをお願いしたいと考えております。

（「単価」と呼ぶ者あり）

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） あと単価につきましては、当時も学識経験者の方が遠方からいらっしゃる等の理由や、また平成27年3月6日付で国の各省庁等の申合せによります謝金の標準支払基準の改定におきまして、懇談会等行政運営上の会合への出席等より知識や意見等の提供を行う依頼先に対して支払う謝礼の基準等が示されております。

こういったものを参考に、この金額のほうは設定させていただきました。

以上でございます。

（「報酬は」と呼ぶ者あり）

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） あと副市町長への報酬につきましては、支払う予定では考えておりません。

以上です。

○7番（増田葉子議員） 分かりました。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） では、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 討論はなしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

議案第3号 印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

- 議長(石井恵子議員) 起立全員です。  
よって、議案第3号は可決することに決定いたしました。  
ここで休憩をいたします。再開は14時5分でございます。

(午後 2時00分)

- 議長(石井恵子議員) 再開いたします。

(午後 2時05分)

◎議案第4号及び議案第5号

- 議長(石井恵子議員) 日程第9、議案第4号 令和3年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第2号)について及び日程第10、議案第5号 令和3年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

両案は相互に関連する補正予算でありますので、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(石井恵子議員) 異議なしと認めます。  
本件について提案理由及び議案内容の説明を求めます。  
板倉管理者。

- 管理者(板倉正直君) 議案第4号 令和3年度一般会計補正予算(第2号)及び議案第5号 令和3年度墓地事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第4号 一般会計補正予算(第2号)でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ493万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,344万円とするものでございます。

主な補正内容ですが、職員の給与改定等による職員人件費の減額のほか、衛生費において災害廃棄物処理計画策定業務に係る費用、印西クリーンセンター運転管理に係る薬品類等消耗品費、次期中間処理施設整備事業のアクセス道路・延伸部道路設計及び軟弱地盤解析業務委託料において減額があるものの、家庭ごみの排出量増が見込まれることから、一般廃棄物収集運搬業務委託料等の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第5号 墓地事業特別会計補正予算(第2号)でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,177万9,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、給与改定等による職員人件費、印西霊園合葬墓整備事業の起債における償還金利子の減額でございます。

以上が、議案第4号 令和3年度一般会計補正予算(第2号)及び議案第5号 令和3年度墓地事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由でございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議長(石井恵子議員) 鈴木事務局長。

- 事務局長(鈴木秀昭君) 議案第4号 令和3年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明させていただきます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ493万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,344万円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金につきましては、この後ご説明いたします同ページの 2 款 1 項使用料の印西斎場使用料及び、3 款 1 項国庫補助金の循環型社会形成推進交付金並びに、廃棄物処理施設モニタリング事業費国庫補助金の減の一方で、4 款 1 項繰越金の前年度繰越金の繰入れと、5 款 2 項雑入の放射性物質対策に係る損害賠償金の増によりまして、補正前の額から 4,017 万 2,000 円を減額し、補正後の予算額を 23 億 3,193 万 6,000 円とするものでございます。

なお、各市町負担金の補正額につきましては、右の説明欄に記載のとおりでございます。

また、補正後の負担金内訳につきましては、14 ページの市町負担金に関する調書に記載のとおりでございます。

4 ページに戻ります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料につきましては、補正前の額から 1,146 万円を減額し、補正後の予算額を 6,954 万 7,000 円とするものでございます。

これは、印西斎場の施設利用件数の減によるものでございます。

次に、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金につきましては、補正前の額から 734 万 2,000 円を減額し、補正後の予算額を 5,857 万円とするものでございます。

これは、次期中間処理施設整備事業においてアクセス道路・延伸部道路設計及び軟弱地盤解析業務の減額及び、印西クリーンセンターの放射性物質測定委託の契約実績により、廃棄物処理施設モニタリング事業費国庫補助金が減となったことによるものでございます。

次に、4 款繰越金、1 項繰越金につきましては、補正前の額に 6,355 万 6,000 円を増額し、補正後の予算額を 8,299 万 7,000 円とするものでございます。

これは、令和 2 年度決算による前年度からの繰越金によるものでございます。

次に、5 款諸収入、2 項雑入につきましては、補正前の額に 34 万 8,000 円を増額し、補正後の予算額を 7,470 万 7,000 円とするものでございます。

これは、2 目弁償金で東京電力ホールディングス株式会社から令和 2 年度分の放射性物質対策に要した費用の損害賠償金の支払いを受けたことに伴う 34 万 8,000 円を増額によるものでございます。

なお、この東京電力からの賠償金につきましては、組合の請求に対しまして満額が支払われたものでございます。

以上が歳入の補正でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

初めに、上段の 2 款総務費、1 項総務管理費につきましては、補正前の額から 123 万 5,000 円を減額し、補正後の予算額を 9,632 万 6,000 円とするものでございます。

これは、1 目一般管理費で給与改定等により、職員人件費が減額となったことによるものでございます。

次に、5 ページ中段から 7 ページ上段の 3 款衛生費、1 項清掃費についてご説明いたします。

3 款衛生費、1 項清掃費につきましては、補正前の額に 680 万 2,000 円を増額し、補正後の予算額を 22 億 5,112 万円とするものでございます。

内訳といたしまして、1 目清掃総務費では 247 万 4,000 円の減額でございます。

この内訳でございますが、給与改定等により、職員人件費が 94 万 2,000 円の減額、また清掃事務費で災害廃棄物処理計画策定業務委託 153 万 2,000 円の皆減でございます。

次に、2 目塵芥処理費では 3,615 万 1,000 円を増額でございます。

この内訳といたしましては、印西クリーンセンター運転管理費で、使用する薬品類等消耗品費で 1,000 万円の減額、印西クリーンセンター施設維持費では、空調設備保守点検業務委託料などの契約差金により 199 万 1,000 円の減額、印西クリーンセンター環境測定費では、環境等測定業務委託料の契約差金による 77 万 1,000 円の減額、収集運搬費では一般廃棄物収集運搬業務委託料及び資源物中間処理業務委託料で、燃やすごみや燃やさないごみ、さらにビン、缶等の資源物の回収量の増から 4,864 万 2,000 円を増額、放射能対策費では放射性物質等検査業務委託料の契約差金による 32 万 2,000 円の減額



でございます。

次に、3目最終処分場費では、19万6,000円の減額でございます。

内訳の主なものといたしましては、最終処分場埋立管理費で委託料の契約差金による減額があるものの、降雨による浸出水処理に伴う下水道使用料の増額による173万3,000円の増額、最終処分場施設維持費で敷地内樹木等管理委託料の契約差金による93万円の減額、最終処分場環境測定費で分析業務委託料の契約差金による99万7,000円の減額でございます。

次に、4目次期施設建設費では、施設整備費でアクセス道路・延伸部道路設計及び、軟弱地盤解析業務委託料の皆減、施設用地管理業務委託及び、廃棄物処理施設技術支援業務委託の契約差金により2,667万9,000円の減額でございます。

次に、7ページ中段の3款衛生費、2項保健衛生費でございますが、補正前の額から63万7,000円を減額し、補正後の予算額を4億1,765万2,000円とするものでございます。

内容といたしましては、2目環境衛生費では63万7,000円の減額でございます。

この内訳といたしましては、職員人件費で給与改定等により29万8,000円の減額、印西斎場管理費で空調設備定期保守点検業務委託の契約差金など33万9,000円の減額でございます。

次に、一般職の給与費明細書につきましては、8ページから13ページに記載のとおりでございます。なお、同8ページの職員数につきましては、増減はございません。

また、再任用短時間勤務の職員数にも増減はございません。

最後に、14ページから15ページは、市町負担金に関する調書を添付してございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第5号 令和3年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,177万9,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

初めに、上段の歳入についてご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、このあと3款1項繰越金でご説明いたします、前年度繰越金の繰入れによる歳入予算の増、また歳出予算の補正減によりまして、補正前の額から413万1,000円を減額し、補正後の予算額を1,290万6,000円とするものでございます。なお、各市負担金の補正額につきましては、右の説明欄に記載のとおりでございます。

また、補正後の負担金内訳につきましては、11ページの市負担金に関する調書に記載のとおりでございます。

4ページに戻ります。

次に、3款繰越金、1項繰越金につきましては、補正前の額に345万5,000円を増額し、補正後の予算額を351万円とするものでございます。

これは、令和2年度決算による前年度からの繰越金によるものでございます。

以上が歳入の補正でございます。

次に、下段の歳出につきましてご説明いたします。

1款墓地事業費、1項墓地事業費につきましては、補正前の額から22万9,000円を減額し、補正後の予算額を3億8,052万9,000円とするものでございます。

内容といたしましては、1目墓地事業費の職員人件費で、給与改定等による22万9,000円の減額でございます。

また、2款公債費、1項公債費につきましては、事業に係ります起債額及びその利率が確定したことによります償還利子44万7,000円の減額でございます。

次に、一般職の給与費明細書につきましては、5ページから10ページに記載のとおりでございます。なお、職員数の増減はございません。

最後に、11ページには市負担金に関する調書を添付してございます。

以上で議案第4号及び議案第5号、補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑に当たりましては、一般会計と特別会計がありますので、会計名とページを述べてからお願いいたします。

質疑はありませんか。

増田議員。

○7番（増田葉子議員） 一般会計お願いいたします。

一般会計5ページです。

塵芥処理費の中で、印西クリーンセンターの運転管理費で薬剤費等は減って、1,000万円の減額というご説明だったのですが、その一方で収集運搬費のほうは増えているということで、ごみ量は増えているのですが、それにかかる、処理にかかる薬剤費等は減っているということなので、ちょっとこの辺の関連というか、どういう事情なのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 印西クリーンセンター運転管理費の消耗品の観点からちょっとご説明させていただきます。

ごみ質、ごみを燃やす際に、排ガスにおいて発生する有害物質を薬品等を噴霧して抑制しておりますが、ごみ質の変化により排ガス中などに噴霧する薬品の使用量を正確に見込むことが困難となっております。

また、入札で薬品の契約単価が低く抑えられたこと、減額する要因と考えております。

消耗品の減額につきましては、理由といたしましては以上でございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） すみません、収集運搬費の増額につきましては、ごみ量によりまして増額となっておりますが、今お話をさせていただいたとおり、燃やす際の有害物質を抑える薬品の噴霧量をごみ質の変化により抑えられたことが1つの要因と考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） 分かりました。

今ご説明のあったごみ質の変化というのは、この補正予算書の中で当初予算組んでから予測しがたいようなごみ質の変化というのがあって予測できなかったということなのか、また単価自体が下がっているというお話も、入札差金というお話もありましたけれども、どのようにごみ質が変化してきて、有害ガスが減っているのか、ちょっとそこら辺をもう少し事情を教えてください。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） ごみ質の変化といたしましては、ごみの高カロリー化があります。

特にプラ系のごみを焼却する際に発生する排ガス中の有害物質、例えばダイオキシン等を除去するためには、多くの薬品を使用していますが、その使用量が増減しております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） つまりご説明によると、どのようにごみ質が変化したかということ、プラ系のごみが減っているという解釈でよろしいでしょうか。

プラ系が減って有害ガスが減っているということが顕著にあるということですね。

そうすると、リサイクルに回っているプラが多くなっているということに連動してくるのかどうか、その辺も少しお願いします。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） お答えいたします。

ちょっと説明の仕方で誤解を招くようなご説明してしまいましたが、ごみ質の結果についてまずご説明させていただきます。

令和2年度のごみ質につきましては、プラ系が28%、令和3年度につきましては、プラ類が30.9%といういたしまして、プラ類のほうは増加しております。

ただ、実際に炉の運転をしていく中で、計器を見ながら薬品の噴霧をしていくところで、使用量の減少があったということでございます。

以上でございます。

○7番（増田葉子議員） これで3回目でしたので。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はございますか。

よろしいですか、一般会計、特別会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） では、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第4号及び議案第5号について採決をいたします。

採決は議案ごとに行います。

初めに、議案第4号 令和3年度印西地区環境整備事業組一般会計補正予算（第2号）についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（石井恵子議員） 起立全員です。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、議案第5号 令和3年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、採決に当たっては組合規約第9条の議決方法の特例が適用されます。

議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（石井恵子議員） 起立全員です。

よって、議案第5号は可決されました。

---

#### ◎議案第6号及び議案第7号

○議長（石井恵子議員） 日程第11、議案第6号 令和4年度印西地区環境整備事業組一般会計予算について及び日程第12、議案第7号 令和4年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算についてを議題といたします。

両案は相互に関連する当初予算でありますので、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 異議なしと認めます。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第6号 令和4年度一般会計予算及び議案第7号 令和4年度墓地事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第6号、一般会計でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億38万7,000円とするものでございます。

主な内容を申し上げますと、ごみ処理関係では、災害廃棄物処理計画策定業務に係る費用のほか、次期中間処理施設整備におけるアクセス道路用地の取得と物件補償及び公共嘱託登記業務に係る費

用、地域振興事業用地の用地取得、物件補償及び公共嘱託登記業務に係る費用を計上し、その財源としまして新たに組合債を計上しております。

また、最終処分場関係では、第2期の埋立て基本計画策定に係る委託費を新たに計上いたしました。

そのほか印西クリーンセンター、最終処分場の安全・安定操業を維持するための各施設の定期点検整備費や運転管理費、家庭ごみの収集運搬業務に係る経費など、所要の予算を計上いたしました。

保健衛生費では、温水センターの指定管理者による管理運営に係る費用など、所要の予算を計上いたしました。

さらに、平岡自然公園では、印西斎場及び平岡自然の家において、引き続き安全で円滑な運営を行うため、各施設の点検整備費、運営管理に係る経費など、所要の予算を計上いたしました。

続きまして、議案第7号、墓地事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,567万3,000円とするものでございます。

主な事業を申し上げますと、来年度は引き続き印西霊園合葬式墓地の整備工事を進めるほか、平岡自然公園第4期墓地区画工事設計業務に係る経費を計上しております。

なお、芝墓所につきましては、年間115基の新規利用を見込むとともに、整備済み墓所2,711基の管理経費など、所要の予算を計上いたしました。

以上が議案第6号、令和4年度一般会計予算及び、議案第7号、令和4年度墓地事業特別会計予算の提案理由でございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木秀昭君） 議案第6号及び議案第7号について、ご説明させていただきます。

初めに、議案第6号 令和4年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ38億38万7,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、4ページの第2表、地方債のとおり定めるものでございます。

第3条、一時借入金でございます。

一時借入金の借入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用でございます。

各項に計上いたしました経費の流用について定めるものでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

歳入につきましてご説明いたします。

初めに、1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、対前年度比5,442万円増額の24億2,652万8,000円を計上しております。

なお、各市町の負担金につきましては、右の説明欄に記載のとおりでございます。

また、負担金の内訳につきましては、36ページから37ページの市町負担金に関する調書のとおりでございます。

6ページに戻らせていただきます。

2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、印西斎場及び平岡自然の家の施設使用件数の減を見込みまして、対前年度比1,275万1,000円減額の6,825万6,000円を計上しております。

次に、2項手数料につきましては、印西クリーンセンターへ搬入される事業系ごみ量の減を見込みまして、対前年度比447万6,000円減額の3億6,120万6,000円を計上しております。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、対前年度比1,348万5,000円減額の5,076万2,000円を計上しております。

この内訳といたしましては、放射性物質の検査に係る廃棄物処理施設モニタリング事業費国庫補助金が168万3,000円、廃棄物処理施設交付金のうち次期中間処理施設整備事業に係るものが4,684万3,000円、また災害廃棄物処理計画策定に係るものが223万6,000円となっております。

次に、4款繰越金、1項繰越金につきましては、前年度と同額の300万円を計上しております。

次に、5款諸収入、1項雑入につきましては、1目雑入で対前年度比857万6,000円増額の8,293万4,000円を計上しております。

さらに、7ページの2目弁償金につきましては、放射性物質対策損害賠償金の受入枠として、前年度と同額の1,000円を計上させていただいております。

なお、前年度、5款諸収入、1項で計上しておりました組合預金利子につきましては、運用資金が見込めないことから、廃項としております。

次の6款組合債、1項組合債につきましては、次期中間処理施設整備事業の用地取得事業に伴い新たに計上させていただいたものでございます。

この内訳でございますが、アクセス道路の用地取得で1億800万円、地域振興開発エリアの用地取得で6億9,970万円、合計8億770万円を計上させていただいております。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

8ページを御覧ください。

1款議会費、1項議会費につきましては、昨年度と同額の106万1,000円を計上しております。

次に、8ページの下段から11ページの上段の2款総務費、1項総務管理費でございますが、対前年度比1,736万1,000円減額の1億1,633万2,000円を計上しております。

内容といたしましては、1目一般管理費では特別職人件費、総務部門の一般職8名、再任用職1名分の職員人件費、総務事務費など、また2目財産管理費では、庁舎管理費及び財産管理費に係る経費について計上しております。

なお、この減額の主な要因は、職員人件費の減によるものでございます。

11ページの中段をお願いいたします。

2款総務費、2項監査委員費につきましては、監査委員人件費、監査事務に要する経費として、前年度と同額の7万1,000円を計上しております。

続きまして、11ページ下段から19ページ中段の3款衛生費、1項清掃費でございますが、対前年度比8億4,608万8,000円増額の30億6,564万4,000円を計上しております。

内容といたしましては、1目清掃総務費ではごみ処理部門の一般職14名分、再任用2名分の職員人件費など、2目塵芥処理費では印西クリーンセンターの管理運営に係る運転管理費など、3目最終処分場費では最終処分場埋立管理費など、4目次期施設建設費では次期中間処理施設の整備に係る次期施設整備費などについて計上しております。

なお、増額の主な要因でございますが、11ページの下段から12ページの下段の1目清掃総務費における清掃事務費で、ごみ処理基本計画改定及び災害廃棄物処理計画策定業務に係る委託料等の増、12ページの下段から2目塵芥処理費の印西クリーンセンター運転管理費で、薬品及び光熱水費等の需用費の増、14ページの印西クリーンセンター施設維持費で、工場定期点検補修箇所などの増による修繕料など需用費の増、14ページ下段の収集運搬費で、収集量の増を見込みまして一般廃棄物収集運搬業務委託料などの増、15ページ下段からの3目最終処分場費では、最終処分場埋立管理費で、最終処分場埋立基本計画第2期の策定業務委託料の皆増と降雨による浸出水処理に伴う下水道使用料の増、17ページの下段から19ページ中段の4目次期施設建設費で、アクセス道路用地取得事業の皆増による施設整備費の増、地域振興費で事業用地取得事業に係る取得費、物件補償費及び公共嘱託登記業務委託料の皆増などでございます。

続きまして、19ページ中段から23ページ中段の3款衛生費、2項保健衛生費でございますが、対前年度比628万8,000円増額の4億1,281万円を計上しております。

この内容といたしましては、1目余熱利用施設費では温水センター管理費を、2目環境衛生費では、平岡自然公園部門の一般職3名、再任用職3名分の職員人件費及び印西斎場管理費などを計上しております。

増額の主な要因でございますが、19ページ下段から23ページ中段の2目環境衛生費で、職員人件費の増、印西斎場管理費、平岡自然の家管理費、平岡自然公園管理費で、それぞれの施設ごとの清掃業務、敷地内樹木等管理委託料等の増によるものでございます。

続きまして、23ページ中段を御覧ください。

4款公債費、1項公債費につきましては、対前年度比496万8,000円増額の1億9,446万9,000円を計上しております。

増額の主な要因といたしましては、令和4年度に起債予定のアクセス道路用地並びに、地域振興開発エリア用地取得事業の償還利子の皆増によるものでございます。

5款予備費、1項予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

次に、25ページから31ページにつきましては、特別職及び一般職に係る給与費明細書でございます。

なお、25ページの特別職の職員数が前年度より21名増となっております。

これは、印西地区ごみ処理基本計画検討委員並びに（仮称）次期中間処理施設整備運営事業者選定委員の委員数の増によるものでございます。

また、26ページの一般職の職員数、括弧書きで記載のある再任用短時間勤務職員数の増減はございません。

32ページから33ページは、継続費に関する調書、34ページには債務負担行為に関する調書、35ページには地方債に関する調書、36ページから37ページには市町負担金に関する調書を添付してございます。

詳細につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、議案第7号 令和4年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の38ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ8,567万3,000円と定めるものでございます。

41ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

初めに、1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、対前年度比1,728万円増額の3,431万7,000円を計上しております。

各市の負担金につきましては、右の説明欄に記載のとおりでございます。

また、負担金の内訳につきましては、51ページの市負担金に関する調書のとおりでございます。

41ページに戻ります。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、印西霊園115基分の墓所使用料と2,536基分の管理料を見込みまして、対前年度比270万7,000円減額の5,133万1,000円を計上しております。

なお、印西市、白井市の使用割合につきましては、芝墓所の使用実績からおおむね8対2を見込んでいるところでございます。

次に、3款繰越金、1項繰越金につきましては、前年度と同額の1,000円を計上しております。

4款諸収入、1項雑入につきましては、前年度と同額の2万4,000円を計上しております。

なお、前年度に4款諸収入、1項で計上しておりました組合預金利子につきましては廃項、5款組合債につきましては廃款としてございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

42ページから43ページにかけての1款墓地事業費、1項墓地事業費につきましては、対前年度比2億5,833万2,000円減額の8,297万2,000円を計上しております。

内容といたしましては、1目墓地事業費で職員1名分の職員人件費、墓地管理に要する経費及び、合葬墓の整備に係る墓地整備費について計上しております。

減額の主な要因でございますが、墓地整備費で合葬墓整備工事発注支援及び施工監理業務委託料、合葬墓整備に係る工事請負費の皆減などによる減でございます。

次に、43ページ中段の2款公債費、1項公債費につきましては、対前年度比100万4,000円増額の107万1,000円を計上しております。

増額の主な要因といたしましては、合葬墓整備工事発注支援及び、施工監理業務と合葬墓整備に係る工事請負費の起債、償還利子の増によるものでございます。

次に、3款予備費、1項予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上してございます。

44ページから49ページには、一般職に係る給与費明細書を添付してございます。

なお、職員数の増減はございません。

また、50ページには地方債に関する調書、51ページには市負担金に関する調書を添付してございます。

詳細につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で議案第6号及び議案第7号、令和4年度一般会計予算及び墓地事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑に当たりましては、総括事項及び個別事項に分けて行います。

初めに、総括事項について、質問の通告のあった議席3番、軍司議員の発言を許します。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） それでは、通告に基づき一括で総括質問をさせていただきます。

まず、予算に関わる総括質疑ということで、一般会計、質問1、当初予算案について以下を問う。

①、基金の設置活用については令和4年度は検討されたか。

②、将来債務の見通しはどのようになっているのか。

③、新型コロナウイルス感染症に対して、当初予算で計上されている金額は幾らか。

④、構成市町の負担金を減らすために諸収入を増やすべきだと提案してきたが、令和4年度予算で考慮したことはあるのか。

⑤、歳入において使用料及び手数料が昨年対比で大きく減少している。

斎場使用料が減っているのは分かるが、その理由は何か。

これほかにもあると思いますので、理由を教えてください。

次に、墓地特別会計です。

質問1、当初予算案において以下を問う。

①、墓所の利用に当たり、墓所の使用許可の取り消した事例はあるのか。

その際の予算計上はどこの項目が該当するのか。

②、供用開始してから10年以上経過してきたが、改葬に関しての予算計上はどのようになっているのか。

以上、1問目の質問とします。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） それでは、私のほうからは質問1、まず（1）の①についてお答えをいたします。

内容につきましては、基金の設置活用について、令和4年度は検討されたかについてでございます。

基金の設置活用につきましては、これまでも幾度となくご意見等をいただき、議員にはご心配をいただいているところでございます。

令和4年度当初予算案の編成に当たりまして、令和3年11月18日に開催いたしました衛生担当課長会議、こちらは印西市さんと白井市さんは財政担当の方が同席をいただいております。

こちらにおきまして再確認を含め、当該案件についてご意見をいただきました。

今後につきましては、次期施設の全体準備が明らかになっていないことも含めまして、関係市町の負担軽減の観点から検討を継続していく考えでございます。

（1）の①につきましては以上でございます。

続きまして、（1）、②番、将来債務の見通しはどのようになっているかについてお答えをいたします。

当組合事業の執行に当たりましては、一般財源の負担軽減、平準化を図る観点から交付金、そして地方債を活用しまして事業を推進してまいります。

当組合の事業で起債しました地方債の償還金総額のピークは、今年度末で一般、特別両会計を合わせますと令和6年度及び令和7年度の約2億2,290万円で、令和16年度で償還が全て終了する予定でございます。

また、令和4年度当初予算案に起債を予定するアクセス道路用地取得事業の取得事業債及び、地域振興開発エリア用地取得事業債を含めた一般、特別両会計の償還金総額のピークは、令和7年度の約3億2,821万円で、令和16年度で償還が全て終了する見込みでございます。

続きまして、(1)の③番、新型コロナウイルス感染症に対して当初予算で計上されている金額は幾らかについてお答えいたします。

一般会計における令和4年度当初予算のうち、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策経費といたしましては、印西斎場におけるアルコール消毒液や飛沫防止用のシートなど消耗品の購入経費として57万3,100円を計上してまいります。

また、平岡自然の家におきましてもアルコールジェルなど消耗品の購入経費として24万1,296円を計上してございまして、一般会計では計81万4,396円を計上したところでございます。

続きまして、(1)の④番目、構成市町の負担金を減らすために、諸収入を増やすべきだと提案してきたが、令和4年度予算で考慮したことはあるかについてお答えをいたします。

構成市町の財政負担を軽減し、組合が今後も安定的に事業を展開していくためには、収入が発生する事業において収入を十分確保し、経費に充てることでかかる経費を節減することが1つの重要な要素であると考えてございます。

ご質問いただきました諸収入を増やすべき事業で、方策として考えられるのは地域エネルギーの有効活用に関する蒸気料金と事業系一般廃棄物処理手数料の改定等が主なものであると考えますが、当初予算編成に当たって考慮したものはございません。

蒸気料金につきましては、電気料金とのバランスなどについて事業の相手方と毎年度調整を図っており、また事業系一般廃棄物処理手数料につきましては、現状のコロナ禍等を念頭に見直しの時期等も含め、引き続き研究を進めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長(石井恵子議員) 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長(勝田博之君) 質問1の⑤についてお答えいたします。

ごみ処分手数料収入は、昨年度の事業系一般廃棄物搬入量と比較すると、165.8トン減少し、令和4年度は1万3,378トンを想定しております。

このことから、対前年度比較447万6,000円減の3億6,120万6,000円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長(石井恵子議員) 長沼平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長(長沼徳雄君) 質問1の⑤、歳入において使用料及び手数料が昨年対比で大きく減少している。

斎場使用料が減っているのは分かるが、その理由は何かということにお答えいたします。

令和4年度当初予算は、令和3年度当初予算に比べ1,275万1,000円を減額し計上いたしました。

主な減額の要因は、式場使用料であります。

構成市で120件の減少、774万6,000円の減額、構成市外で30件の減少、355万8,000円の減額、合計で150件の減少、1,130万4,000円の減額であります。

従前より家族葬や小さなお葬式等、葬祭に関して簡素化する傾向が顕著でありましたところに、令和2年度からの新型コロナウイルス感染予防対策により、式場利用に際し人数制限や飲酒、飲食を禁止する利用制限を実施せざるを得ない状況であったことも式場利用を敬遠する要因ではないかと思われま。

令和3年度においては、一時、新型コロナウイルス感染者も減少したところではありますが、まだ



収束には至らないことと、最近では新たなオミクロン株の感染者が増大していますことから、当面は式場を利用しない葬儀が継続するものと思われます。

引き続き、質問いただいています墓地特別会計のほうに参ります。

当初予算案において以下を問うということで、①、墓所の利用に当たり、墓所の使用許可の取り消した事例はあるのか。

その際の予算計上はどこの項目に該当するのか。

お答えいたします。

まず、墓所の利用に当たり、墓所の使用許可の取り消した事例はあるのかの質問についてですが、墓所の使用許可の取消しにつきましては、霊園の設置及び管理に関する条例第14条に定められておりますが、平成21年5月の募集開始以降、現在に至るまで12年を経過しておりますが、墓所の使用許可を取り消した事例はございません。

また、その際の予算計上はどこの項目が該当するのかについてですが、取消しに係る予算計上につきましても、これまでのところございませんが、墓所の使用許可を取り消された場合、使用者は直ちに当該墓所を原状に回復することと定められており、従わない場合は管理者が原状に回復することができ、その際の費用を使用者から徴収することとなりますので、必要により予算計上をすることとなります。

さらに、使用者が存在しなくなってしまう、いわゆる無縁墓地になってしまった場合につきましても、原状回復や改葬費用等について必要により予算計上をしていくこととなります。

②の質問になります。

供用開始してから10年以上経過してきたが、改葬に関しての予算計上はどのようにになっているのかというご質問にお答えいたします。

使用者の都合による焼骨の改葬に関しましての予算計上は、特にございませんが、改葬等に合わせて印西霊園墓所を使用しなくなったときには、霊園の設置及び管理に関する条例施行規則により、墓所の使用許可を受けた日の翌日から起算して1年以内に墓所を返還したときは、既に納めた使用料の5割に相当する額の使用料金を還付することと定められており、1基分の墓所使用料還付金16万2,750円につきまして予算計上をしております。

なお、参考までに、現在までに返還された墓地につきましては19基ございまして、そのうち1年以内に返還され還付金として処理した墓所数は3基となっております。

以上であります。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） それでは、再質問を行っていきたくと思います。

まず、一般会計のほうなのですけれども、質問1の①、寄金の設置活用についてなのですけれども、こちらについては毎回毎回予算のときに質問させていただいて、今年も質問させていただいてるのですけれども、ご回答の中で次期施設の全体事業費が明らかになっていないことから、まだこういうのはできないのではないのかというので、一応今終わっているようなのですけれども、この次期施設の全体事業費というのは、もちろんこれ経済状況によっても変わってくると思うのですけれども、大体今までの流れで来ると150億とか160億なんて言われているような気がしますけれども、これ固まってくるのはいつ頃なのか。

多分これ債務負担行為等々組んで計上していくなんていうことにもなろうと思いますけれども、その辺も絡めてやはり基金なんかも考えていくべきだと思いますが、全体事業費が明らかになってくるというのはいつ頃なのかというのを、まず1点確認したいと思います。

それから、次に将来債務の見通しなのですけれども、令和16年で償還が全て終わるというような話、それから令和4年度から起債を予定するものについても、令和16年で終わるというのは分かりましたけれども、今現在2億ちょっとの償還金があるということなのですけれども、これは早く返すとか、そういう話というのはないのか、もちろんこれ国のほうの財政、財務省の多分許可なんか要と思うのですけれども、その辺ってどうなっているのかというのをちょっと確認したいと思います。

それから、③について質問はありません。

こちらはもう総括ではなくて、個別の話になってくると思いますので、総括としてはありません。

④についてなのですが、ご回答は私が言いたいことと、それから回答も多分一致していると思うのですが、一致していないのは考え方で、前々から諸収入を増やすべきということで、地域エネルギーの有効活用に関する事で蒸気料金を上げたらどうだという話と、業務用のごみ手数料を引き上げることによって、印西市、白井市、それから栄町のそれぞれの負担金が減るわけですから、こういうのをやっぱり適宜、もう1年に1回ぐらいずつでも、極端なことと言ってしまうと上げて行くべきではないかなと思っているのですが、その辺の話合いというのは、もちろん新型コロナの状況とか電気料金なんていう話もありますけれども、電気料金だって若干ですが値上げはされているはずなので、それに伴ってやっぱり上げていくべきではないのかなと思うのですが、その辺の話合いはされてきたのかどうか、これをもう一回確認したいと思います。

それから、⑤の歳入の使用料、手数料の部分なのですが、これ市民というか住民のほうからちょっと言われていることも踏まえて、少し話をお聞きしたいのですが、これ前も申し上げたことがあるかもしれませんが、斎場の使用料もそうなのですが、火葬場の利用状況というのはどうなっているのだろうか。

つまり亡くなる人が多いのは、やっぱり冬に亡くなるということが多いと思うのですが、利用できないことがあると、かなり待たされるなんていう話もある中で、今回の使用料、手数料の減額と何かリンクしないのだけれども、その変はどうなっているのか、火葬場とか斎場の近年の利用状況です。

例えば件数とか市町村別とか、年末年始を踏まえた予約の件数とか、それについてちょっと教えていただけますか。

それから、墓地のほうなのですが、墓地会計のほうは①については分かりました。①についてははっきり言ってしまって、今は使用許可を取り消したことはないということで理解したのですが、②のほうでちょっと気になるご回答があって、返還されたのが今まで19基あったということだと思うのですが、この19基の内訳はどうなっているのでしょうか、そこ確認します。

以上、再質問します。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 私からは、一般会計、質問1、①の再質問についてお答えさせていただきます。

次期中間処理施設の事業費につきましては、令和4年度見積提案書を基に、事業者選定委員会の調査審議の中で要求水準書をまとめ、早ければ令和5年2月をめどに次期中間処理施設の整備費及び運営維持管理費に関する債務負担行為の設定を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） それでは、私のほうからは、質問1の②番、将来債務の見通しの関係でのお答えを申し上げます。

繰上償還についてのご質問でございますが、特にこの一、二年の新型コロナウイルス感染症に関して、例えば国からの繰上償還に関する、それに新型コロナウイルスに関連した償還に関する情報については、特段こちらに入っているものはなく、把握しているものはございません。

これにつきましては以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 私からは、質問1、④の再質問についてお答えさせていただきます。

地域エネルギー有効活用に関する蒸気料金の見直しにつきましては、令和3年8月と12月の2回、株式会社千葉ニュータウンセンターと打合せを行っております。

その中で、蒸気単価の見直しを求めたところ、組合単価より安価な価格で蒸気の供給を受けて活用している他の事例などもあることから、今回は蒸気単価の見直しの合意を得ることができませんでした。

歳入を増やす手段といたしましては、株式会社千葉ニュータウンセンターへ組合からの蒸気買入量を増やしていただきたい旨、申入れを行ったところでございます。

このことにより、蒸気の供給量が増加することを見込み、収入額を77万6,000円の増額としたものです。

また、ごみ処分手数料の見直しにつきましては、令和元年度の消費税引上げの際に事業系ごみ処分手数料の見直しを行っております。

今後令和4年度に策定を予定しているごみ処理基本計画の見直しの中で、検討委員会の意見を伺いながら、事業系ごみ処分手数料の見直しについて考えてまいります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 長沼平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（長沼徳雄君） 私のほうからは、質問1、⑤の再質問についてお答えいたします。

初めに、火葬場の利用状況であります。令和元年度1,689件、うち印西市855件、白井市487件、合計1,342件であります。

市外で利用の多いところは、栄町が131件、我孫子市68件、柏市53件で、市外の割合は全体の20.5%を占めております。

令和2年度においては1,893件、うち印西市894件、白井市510件、合計1,404件であります。

市外で利用の多いところは、栄町が147件、我孫子市103件、柏市138件で市外の占める割合は25.8%であります。

令和3年度は12月までであります。1,392件、うち印西市621件、白井市405件、合計1,026件であります。

市外で利用の多いところは、栄町106件、我孫子市75件、柏市109件で、市外の割合は26.3%であります。

続きまして、式場の利用状況であります。令和元年度で695件、うち印西市466件、白井市160件、合計626件であります。

市外で利用の多いところは、栄町29件で、全体に占める割合でいえば10%であります。

令和2年度におきましては641件、うち印西市408件、白井市165件、合計573件であります。

市外で利用の多いところは、やはり栄町で21件となります。

市外の割合は10件、6%であります。

令和3年度は12月までですが459件、うち印西市279件、白井市129件、合計408件であります。

市外で利用の多いところは、栄町で17件、市外の割合は11.1%であります。

続きまして、今年度の12月より翌1月までの火葬状況を申し上げます。12月24日頃までは平均1日7件ほどでありましたが、26日から30日までは1日最大の10件の利用があり、年始の4日からはほぼ1日10件の利用が続いており、待ち日数は長いときで1週間程度と聞いております。

以上です。

続きまして、特別会計です。

質問1の②、供用開始してから10年以上経過してきたが、改葬に關しての予算計上はどのようになっているかで再質問、返還墓19基の内訳はどうなっているのかということにお答えいたします。

返還墓19基の内訳につきましては、平成25年度2基、平成26年度2基、平成27年度1基、平成28年度1基、平成29年度1基、平成30年度3基、令和元年度2基、令和2年度2基、令和3年度12月末現在で5基の合計19基でございます。

関係市ごとの内訳といたしましては、印西市が12基、白井市が7基となっております。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） それでは、再々質問ということで、大体分かってきたので、コメント入れながら再々質問したいと思うのですが、まず1点目は、質問1の①、基金のことなのですが、先ほどのご回答ですと令和4年度に見積提案書が出てきて、令和5年の2月中には債務負担行

為を組めるように動いていきたいという認識、つまり次期施設の全体事業費というのは、令和4年度中に粗々もう出てくるというようなことでよろしいのですか。

それが出てくることによって、今後はでは本格的に基金とかの話もできてくるのかなと思うのですが、その辺を一応再確認して、①は終わります。

②については、状況が分かりましたので、②については再々質問ないです。

それから、④の構成市町の負担金を減らすために諸収入を増やすべきだということについてなのですが、ちょっとこれは考え方がニュータウンセンターは何を言っているのだというところがあるので、これは組合のほうからニュータウンセンターのほうに、しっかり伝えていただきたいのですが、ご回答の中で、組合単価より安価な価格で蒸気の供給を受け活用している事例があるなんていったって、ではそこを利用しろよって、何を言っているのだから、おかしいでしょう、これ言っていることが。

これ組合単価より安いところ、では蒸気の供給受けられるのだったら、そこから蒸気を使えばいいだろうって、おかしいでしょう、言っていること、これどう考えてたって。

値上げしなさいよ、さっさと。

それから、ごみ処分料の手数料の見直しだって、これ上がったのは消費税上がるときに上げたって、こんなの当たり前でしょう。

近隣と比べて、ではどうなのというのがあられるわけです。

だから、これだってやっぱりきちんと説明して、上げるべきところは上げていって、構成市町の負担金を減らすようにしていかないと、今はまだ印西もそれぞれそれなりにお金も入ってくるし、白井もそうかもしれないし、柴町もそうかもしれないけれども、やっぱり行く行く考えた場合に、できるところはやっぱりしっかり言って伝えてやらないとならないと思いますので、ここはコメントだけを加えて終わりますが、しっかりやっていただきたいと思います。

それから、5番のところ、火葬場、斎場の利用状況のところなのですけれども、これもちょっと話聞いていて何かおかしいのではないのって思うわけです。

印西と白井がお金出し合ってやっていて、柴町はちょっと取りあえず置いておくとしたって、これ我孫子と柏でかなり件数多くて、市外の割合が25%、4分の1これ使わせているっておかしいのではないですか。

印西、白井の方々が1週間も待っているって、これどう考えたっておかしいでしょう。

そう考えると、やっぱりこれ近隣の施設の使用料と比べてどうなのだということをしっかり把握して、やはり今後どんどん高齢化が進んでいく中で、やはり亡くなっていく方が増えるとなると、斎場とか火葬をする人も増えます。

そういう中で、地区外から利用がますます増えることが考えられるときに、このままでいいのかと、25%も使ってもらっているということはあるがたいことかもしれないけれども、でもやはり優先にすべきは印西市と白井市の住民のためであるから、その予約待ちの対策も含めて、具体的にはどうするのか、いつまでに何をやるのかというのを考えてくださいよ。

それについての回答を求めます。

それから、墓地会計のほうなのですけれども、墓地会計については返還基19基の内訳は分かりました。

では、この返還された19基の墓所、これ今どうなっているのですか、まさかそのままということはないと思いますけれども、この19基、今どういう状況になっているのか、多分これも増えていくと思います。

改葬とか墓じまいなんていう話もあると思いますので、どうなっているのかを確認して、一応私の総括質問終わります。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、(1)、①の再々質問についてお答えさせていただきます。

先ほどの答弁同様、次期中間処理施設の事業費につきましては、令和4年度の見積提案書を基に事

業者選定委員会の調査審議の中で要求水準書をまとめ、早ければ令和5年2月を目途に、次期中間処理施設の整備費及び運営維持管理費に関する債務負担行為の設定を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） 私のほうから、やはり同じ1番の（1）、基金の関係についてでございます。

次期中間処理施設整備事業の費用について、経費についておおむね将来、令和4年度以降に出るのではないかということから、さらなる基金の検討が進むのではということでございますが、議員おっしゃるとおり、また新施設の経費がおおよそ出た段階で、また市町はそれぞれ財政状況などを勘案しながら、組合に対する負担軽減等々の在り方も含めて基金の検討が進むものと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 長沼平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（長沼徳雄君） 質問1、⑤の再々質問についてお答えいたします。

近隣斎場の料金設定であります、いずれも区域内外で格差をつけております。

大人の火葬料金を一例に見ますと、成田市では市内は無料、市外は8万円、柏市では市内で4,600円、市外で8万2,500円、約18倍の開きがあります。

馬込斎場では、市内5,500円、市外で5万5,000円、10倍の格差があります。

さくら斎場では、市内が7,000円、市外が10万円、約14倍の格差をつけております。

印西斎場よりはかなり格差をつけた設定となっております。

たしかに議員がおっしゃるとおり、この格差と市外料金設定が低いことが市外の利用者の増加の一因と考えております。

平岡の基本計画（更新）でも、長期的には令和17年前後から日火葬件数が12件を超過することが予想され、市外利用者は制限すべきということが明記されております。

今後につきましては、市外料金における周辺斎場の料金を見据えつつ、適切な料金を見いだしていきたいと考えております。

続きまして、特別会計のほうの再々質問にお答えいたします。

返還された19基の墓所は、どうしているのかというご質問にお答えいたします。

返還墓所19基のうち、平成27年度までの5基につきましては、平成28年度に全てカロートを入替え、再整備し、販売済みとなっております。

残りの14基につきましては、今後の墓地の販売状況を見ながら、再整備を行い、販売していく予定となっております。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 以上で軍司議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は15時35分。

（午後 3時27分）

○議長（石井恵子議員） 再開いたします。

（午後 3時35分）

○議長（石井恵子議員） 次に、総括事項についての質問の通告のあった議席番号5番、古澤由紀子議員の発言を許します。

古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） 古澤由紀子です。

通告に従いまして、2つの質疑をさせていただきたいと思っております。

その前に、議長、質疑1の⑤、これの削除を許可していただけますか。

○議長（石井恵子議員） ⑤ですね、削除、分かりました。

○5番（古澤由紀子議員）では、よろしくお願いします。

質疑1、3款1項4目施設整備基本設計・建設工事発注支援業務委託料、この中から令和5年度入札に必要な要求水準書について。

①、登録業者に見積仕様書を依頼したときの発注者としての条件というか期待というか、それは何か。

②、見積提案書の作成申出をした業者2社の資格は。

③、見積提案書作成申出は2者ということであるが、競争性、妥当性等に問題はないか。

④、整備運営事業者選定委員会のメンバー構成は。

⑥、著しく環境が変化する現在、国というよりは県になると思いますけれども、国、県の対応、指導はどうなっているのか。

質疑の2、3款1項4目アクセス道路・延伸部道路設計及び軟弱地盤解析委託料、これについて①、軟弱地盤解析における発注者側の留意点は。

②、契約の条件として瑕疵条項をつけるのか。

③、工事検査は誰が行うのか。

以上、質疑いたします。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問1、（1）についてお答えいたします。

先ほど軍司議員の一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、見積り参加者の参加条件につきましては4項目ございます。

1つ目は、平成25年4月1日以降に日本国内においてDBO方式により発注された一般廃棄物処理施設で、処理能力日量150トン以上のストーカ式焼却方式で、次に掲げる発電設備を有する施設の受注実績を有すること。

2つ目は、この施設は施行時における国の整備マニュアルに定められる発電効率またはエネルギー回収率を満たしている施設であること。

3つ目は、この施設が1年以上の運転実績を有すること。

最後に、建設業法に基づく経営事項審査における総合評定値通知の清掃施設工事及び機械器具設置工事の総合評定値が各800点以上であること、以上の4項目となっております。

1の（2）についてお答えいたします。

1の（1）でお答えした見積り参加者の参加条件4項目につきましては、事業者から提案いただいた資格要件を証明する書類によりまして、4項目全ての要件を満たしていることを確認いたしました。

1の3についてお答えいたします。

こちら先ほど軍司議員の一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、今後の入札に関しましては他団体でも同種工事の計画があることや、参加条件の見直しなどの想定もございまして、見積り設計図書募集依頼により見積書の提出をいただいた事業者の技術提案への参加が約束されたものではございませんが、今回の見積り設計図書の募集依頼に参加していない事業者でも、今後の技術提案に参加することは可能となっておりますので、当組合といたしましては競争性、妥当性は確保されていると考えております。

続きまして、1の（4）についてお答えいたします。

印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会の委員につきましては、7名以内を予定しております。

メンバー構成につきましては、学識経験を有する者については環境施策、清掃工場の各設備等に識見を有する方、3名を予定しております。

管理者が必要と認める者につきましては、関係市町の副市町長の3名及び印西クリーンセンター次期中間処理施設設立地地区の住民1名の4名を予定しております。

関係市町の副市町長については、関係市町の環境施策や施設整備の経済性の観点からも事業者選定委員会の委員をお願いするものでございます。

また、印西クリーンセンター次期中間処理施設立地地区の住民につきましては、住民参加型の取組の下、吉田区からの事業者選定委員会の委員をお願いするものでございます。

平成4年度におきます要求水準書作成に関する関連予算につきましては、3款1項4目事業、1節報酬に事業者選定委員会の委員報酬33万円を予算計上したほか、同款同項同目事業……。

(何事か呼ぶ者あり)

○印西クリーンセンター工場長(勝田博之君) すみません、ただいま平成4年度におきますと申し上げましたが、こちらは令和4年度に訂正させていただきたいと思っております。

続けさせていただきます。

同款同項同目事業、12節委託料に設計建設工事及び、運営維持管理の発注に向けた要求水準書、基本協定書、契約書の作成のほか当該書類の作成に当たり、調査審議を行う事業者選定委員会の運営のため、施設整備基本設計・建設工事発注支援業務委託料497万円及び、長期責任型運営維持管理発注支援業務委託料257万3,000円を予算計上したところでございます。

1の(6)についてお答えいたします。

要求水準書の作成に当たりましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、循環型社会形成推進基本法等の廃棄物処理関係法令のほか環境基本法、大気汚染防止法等の公害防止関係法令、機械電気関係、土木建築関係法令を遵守することとして作成するところでございます。

また、近年のプラスチック資源循環促進法、地球温暖化対策の推進に関する法律などにつきましても考慮し、施設整備基本計画に掲げる基本方針を達成する施設整備のため、事業者選定委員会におきまして調査審議してまいりたいと考えております。

なお、次期中間処理施設につきましては、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理、リサイクル施設整備を計画に位置づけ、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用してまいりたいと考えております。

続きまして、質問2、(1)についてお答えいたします。

本委託業務は、令和2年度に契約した継続業務となります。

軟弱地盤解析業務は、アクセス道路が軟弱層を通過することから、地盤の沈下、のり面の滑り等に対応すべく最適な工法を検討する業務となります。

発注者としては、土質調査を参考にしながら、地盤の沈下、のり面の滑り、市道00—12号線との接続に対する検討に留意し、最適な工法を選択してまいります。

質問2、(2)についてお答えいたします。

本業務委託は、令和2年度からの継続業務となります。

本業務委託契約書中には、民法の改正を受けて契約不適合責任を記載しております。

質問2、(3)についてお答えいたします。

本業務委託は、業務完了通知書を受領した後に、発注者の組合職員が検査を行います。

以上でございます。

○議長(石井恵子議員) 古澤議員。

○5番(古澤由紀子議員) では、質疑1の①、条件とは何かという質疑に対して、受注実績、エネルギー回収率、運転実績、総合評価800点以上というご説明がありましたが、これは従来どおりの条件であると受け取ってよろしいですか。

それから、2者の資格は1の4項目を満たしたことで、それはそれで結構です。

3のお答えは、妥当性には問題がなかったということです。

それから、4のメンバーの構成は識見が3名、そして副市長が3名、地域の代表が1名ということでありました。

6番は、著しく環境が変化するという、従来の法令に従っているということで、何ら変化がなかったように受け止めました。

まず、大きな1だけまとめますと、今までのご説明から、今世界が直面している気候変動ですとか大きな環境の変化に対する対応というのはどこにも見られなかったのです。

さっき松本議員の質疑のところで、選定業者を登録業者から見積仕様書を依頼したときの業者の最

新技術、特許というものを持っている業者がいたらどうするのかという疑問があったのですが、これに関しては絡む予定はないということだったので。

しかし、今まさに中間処理施設の整備事業においては、そこそ問題にしなければいけないのではないかという問題意識が私にはありまして、選定のときに従来どおりの選定を、見積提案書作成の業者を選ぶということは、これは問題があるのではないかという疑問を1つ持っていますので、それに対してお答えをいただきたいと思います。

質疑の2に入りまして、軟弱地盤解析における発注者側の留意点はということ、先ほどのり面の滑り具合とか接続の具合とかというご説明がありましたが、マニュアルどおりのことだと思うのです。

道路の工事、いろいろ結果を見ても、一度工事をして不備が見つかったりまたやり直すとかということはまああることです。

今回の軟弱地盤解析の場所も農地だったのか市有地だったのか、ちょっと私は見に行っていないのですが、その辺の特異性を加味して、深さとか範囲とか方法とか、そういうものをより組合側が留意して軟弱地盤解析に当たる企業と協力して、より精密な分析をするというようなことはできないものなのか。

それから、契約の条件として瑕疵条項をつけるのかと、さっきちょっと聞き漏らしたのですが、契約何責任ですか、契約何責任ということで、それが瑕疵条項に当たるのでしょうか。

それから、工事検査は誰が行うのかというのは、組合側で完成通知を受けた後に行うということで、これは了解しました。

では、今何点かお聞きしましたけれども、お答えください。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） それでは、再質問についてお答えさせていただきます。

質問1の①の再質問ですが、こちらにつきましては従来どおりといたしますか、最近行われております見積参加要件を参考に、こちらのほうの要件4項目は設定させていただいております。

この中でも例えば2項目めの国の整備マニュアルに定められる発電効率またはエネルギー回収率を満たしている施設であること等ということが従来よりも踏み込んだ、現在に合った要件というふうに考えております。

また、1の6番目について、国の対応についてですが、気候変動ですとか、そういったことにつきましては今後行っていきます要求水準書の審査項目の中で、国が定めます温暖化防止の観点もございましてことから、そういった国の現在の社会の潮流を踏まえた要求水準書の作成を行ってまいりたいと思います。

また、先ほど特許を除外するのではなく、特許も含め大きな枠の中で捉えて検討してまいりたいと思っております。

続きまして、2の1の軟弱地盤につきましては、地盤調査を行うことでアクセス道路の適切な土壌改良を今後行っていくための地質調査というふうに考えております。

最後に、2の2のご質問についてですが、こちらにつきましては、契約不適合責任という記載をさせていただきます。

こちらについては、従来の瑕疵と同様の、同種の意味というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 古澤議員。

○5番（古澤由紀子議員） 質疑1の①に関しては、受注実績ですとかエネルギー回収率などに最近の実情を反映させているということでしたので、分かりました。

高度な研究の特許に関しては、先ほどは含めないとおっしゃっていましたが、含めて考えていくということですので、よろしくお願ひします。

今特許に関しては非常に経費がかかるということですので、経済性との兼ね合いで簡単にはいかないと思っておりますけれども、これからの環境とか施設のことを考えたときに、それを抜かした判断というのにはあり得ないのではないかと思いますので、検討をお願いしたいと思います。



それから、質疑2のほうですけれども、質疑2の②、これは契約不適合責任というのが瑕疵条項に当たるということですので、それも了解いたしました。

工事検査は、この場合は委託料のほうですので、なかなか工事検査というよりも出来高検査とかいろいろんな、そういうことになるのでしょうけれども、軟弱地盤の解析を基に工事を行って、その工事が正しく行われるかどうかというところでは、また工事検査というものも入ってきますので、そこはしっかりと検査をしてやり直しとか、そういうものはないような形で進めていっていただきたいと思います。

総括質疑というよりは、ちょっと一般個別の質疑になったのですけれども、次期中間処理施設の整備事業に関しては、予算額は少ない場所ですけれども、議会のほうは皆素人ですし、執行部の方たちはそれなりに研究一生懸命なさってきて、素人というわけではないと思いますけれども、この技術に関して、そして出てくる成果に関して、なかなかこれだというものをつかめないでおります。

ですから、事業者選定委員のメンバーとそこで行う仕事というのは非常に重要になってきて、そこで決まるのではないかとさえ思いますけれども、この部分を落とすところなく、しっかりと進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 回答はよろしいですか。

（「すみません、1点だけ」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 特許の項目についてだけお答えさせていただきます。

松本議員のときにもご説明させていただきましたが、組合といたしましては、特許が絡むようなものを具体的に指定することは考えておりません。

各諸般設備におきましては、具体的な規制数値等を示し、その内容を満たし、経済性を考慮した最新技術を提案により求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（古澤由紀子議員） 質問終わります。

○議長（石井恵子議員） 以上で古澤議員の質問を終わります。

次に、総括事項について質問の通告のあった議席番号7番、増田葉子議員の発言を許します。

増田議員。

○7番（増田葉子議員） それでは、総括質疑させていただきます。7番、増田葉子です。

質疑1です。1つ目、令和4年度中、組合全体で最も力を入れて推進していく事業は何か。

2つ目、令和4年度中の人員体制について、主な事業ごとに伺いたいと思います。

3つ目、予算年度中に業務上の改善が予定されていますでしょうか。

関係予算は盛り込まれていましたら伺いたいと思います。

4つ目、各会計で予算年度中の職員研修はどのように計画されていますでしょうか。

5つ目、令和4年度予算に計上されている印西クリーンセンター運転管理業務委託、印西斎場管理運転業務委託について、予定される業務内容と人員体制について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木秀昭君） 1の（1）についてお答えいたします。

組合が所管しております事業につきましては、ごみ処理事業と平岡自然公園事業の2事業に大別され、ごみ処理事業につきましては収集運搬、印西クリーンセンターの維持管理、最終処分場及び次期施設整備に区分され、また平岡自然公園事業につきましては、印西斎場、平岡自然の家、印西霊園に区分をされているところでございます。

この組合の所管する事業につきましては、住民生活に密着しており、止めることのできない重要な事業であると認識をし、推進をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） それでは、私から質問の2番目にお答えをさせていただきます。

令和4年度の人員体制について、主な事業ごとに伺いたいという内容でございますが、まず令和3年度は平岡自然公園事業推進課及び、印西クリーンセンターの業務班と次期施設推進室に再任用職員を含めて、それぞれ1名の増員を行ったところでございます。

中でも、次期中間処理施設整備事業に対しましては、令和3年度に印西クリーンセンター内の次期施設推進班、これを次期施設推進室に変更、これ室長を置く6人体制としまして業務を行っているところでございます。

令和4年度の人員体制につきましては、令和3年度の体制を基本に各市町からの派遣職員を把握した後に、適正配置に努めてまいりたいと考えてございます。

続いて、私のほうから質問の3番目、予算年度中に業務上の改善が予定されているか、関係予算が盛り込まれていれば伺いたいというご質問でございます。

お答えいたします。

現時点で、令和4年度中に主立った改善予定事項は見当たりませんが、今後業務を推進していく段階で、必要によっては改善等に取り組み、効率化を図ってまいりたいと考えてございます。

続いて、質問の4番目、各会計で予算年度中の職員研修はどのように計画されているかというご質問でございますが、これにお答えいたします。

当組合職員は、約半数が市町からの派遣職員で構成されてございます。

毎年度数名が人事異動による入れ替わりがございまして、環境行政の経験がない派遣職員に対応する研修等も考慮して予算編成を行っているところであります。

令和4年度の一般会計では、課長研修などの行政事務研修や防火管理者講習などへの参加を計画してございます。

また、ごみ処理事業に関しましては、廃棄物処理実務研修会のほか、施設管理上において必要な技能研修などへの参加や、次期中間処理施設整備事業に関して低炭素化社会に係るシンポジウムなどへの参加等も計画してございます。

また、平岡自然公園推進事業に関しましては、火葬場管理者研修会などへの参加、また墓地事業特別会計では墓地管理講習会などへの参加を計画しているところでございます。

これら組合としまして、令和4年度の当初予算に計上いたしました研修会、講習会などの参加経費といたしましては延べ20人、旅費、参加費用の合計は46万2,300円の計上をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問5についてお答えいたします。

現在業務委託している印西クリーンセンター運転管理業務につきましては、令和2年4月9日に長期継続契約を締結し、履行期間は令和2年6月1日から令和5年5月31日までになります。

業務内容といたしましては、印西クリーンセンターの焼却施設と粗大ごみ処理施設の運転管理業務と日常の点検や整備など、1年を通して業務を実施しています。

人員体制は、所長、事務員を含めた管理職が4名、焼却施設の運転管理が20名、施設の補修整備が3名、粗大ごみ処理施設の運転管理が7名の計34名体制になります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 長沼平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（長沼徳雄君） 質問5の印西斎場分についてお答えいたします。

印西斎場管理運営業務委託は、火葬場の建設工事業者に管理運営業務を平成19年竣工当時から委託しております。

最近では、3年間の長期継続契約で契約を締結しており、今現在の契約は令和2年6月1日から令和5年5月31日までの業務期間となっております。

主な業務内容であります。火葬、式場、霊安室等の受付業務、ひつぎの受入れ、告別、納棺、収骨等の炉の炉前業務、火葬炉運転業務、建設設備の運転管理、保守点検業務が挙げられます。

人員体制でございますが、受付業務は5名体制で常時3名の勤務、炉前業務と火葬炉運転業務は7名体制で常時5名、建築設備の運転管理、保守点検業務は2名体制で常時1名が業務を行っているところであります。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） それでは、再質問させていただきます。

1つ目なのですが、もっともなお答えで、全て大事な業務なので、全て力を入れてやりますというお答えだと思うのですが、特に予算上で令和4年度予算の中で、予算から見てどういった事業が一番力を入れているのかという点をまず伺いたいと思います。

それから、2つ目です。

これ1と連動してくるとは思うのですが、予算書で見ますと、令和3年が次期施設に関しては6人体制ということのお答えだったのですが、予算書で見ますと総務費の中の人件費が3人分ですか減りまして、振り分けているというふうなことがちょっと私は読み取れたのですが、やはり必要があって総務のほうも人をこれまで置いてきたわけで、さすがにこの次期施設の関係は大変大切な事業ではあると思うのですが、この組合の中で人間的にやりくりしているような印象をちょっと持っております。

令和4年度の人員体制については、これから各市町との検討ということなのですが、どのように交渉をなさっていくのか、2回目伺いたいと思います。

それから、3つ目、業務改善についてです。

やはりこれ1とも連動してきますけれども、全てが大切です。

全てに力を入れてやりますということだと、どこをどう変えていくのか、今年度は何をやっていこう、どこに力を入れてやっていこうということが明確になっていきません。

そういうことをちょっと危惧していました。

全てが大切という中では、ずっとルーティンで同じことをやっていくということになってしまうと思いますので、やはりこれしっかりと業務改善をしていく、令和4年度の中でしていこうという何か意思を予算の中に示していただきたかったかなというふうに思います。

例えば先ほど松本議員のほうから一般質問であった広報の関係です。

SNSを活用して広報するというのも1つ、例えば簡単にできることとしてあるのではないかなと思いました。

広報紙を出すのも大切なのですが、そういった安価に、予算をかけずにちょっと皆さんが勉強して取り組んでいけばできるというような改善策もあるのではないかなというふうに思います。

私、ここの近くの方で、あそこの煙突は何でしょうかって、あそこから出ている煙は何でしょうかとちょっと聞かれたことがあります、やはりニュータウンの中心、本当にここにクリーンセンターがあるということを知らずに転居してきている方もいっぱいいらっしゃると思います。

そういったことも、例えばSNSで今日は白煙が出ていますけれども、これは水蒸気で安全ですか、そういったことも適宜発信していけるような、そういう改善策も考えられるのではないかなというふうに思いますので、少しこの辺もちょっとお答えの中でお考えいただければなと思います。

それから、研修のほうは分かりました。

十分な研修されていく必要があるかなというふうに思いますので、この辺も最大ご配慮いただいで、研修を進めていただきたいと思います。

それから、5つ目、内容、人員体制ちょっと初めて伺ったものですから、これ次の次期施設の長い間の長期の指定管理のベースになってくるかなと思いますが、この今印西クリーンセンターが34人体制、それから印西斎場のほうは分かりましたが、印西クリーンセンターについては34人の体制ということですね。

これ常時34人ということなののでしょうか、それともいつもいらっしゃるの何人なのか、その34人のうち何人ということであれば、ちょっとその辺伺いたいと思います。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木秀昭君） お答えいたします。

令和4年度当初予算といたしましては、ごみ処理事業がやはり最も大きいところでございまして、3款1項衛生費、清掃費の予算額は28億9,313万7,000円で、予算総額の74.5%を占めております。

その中でも、次期中間処理施設整備事業は、令和4年度にアクセス道路及び、地域振興策エリアの用地取得を予定していることから、前年度比といたしましても252.6%増の9億9,968万円を計上させていただきます。

このようなことから令和4年度に予算上力を入れていく事業といたしましては、やはり次期中間処理施設整備事業であると考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） それでは、私のほうからは、質問の2、人員体制について主な事業ごとという再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど研修の関係の私からの答弁の中で、当組合の職員は約半数が派遣職員であるということでお答えをさせていただきましたが、今後も市町からの派遣職員、これにつきましては、まだ新年度におきましてはその内容が決定されてございません。

当然各市町さんの人員体制のご都合もおありだということもございまして、今後関係市町さんと十分協議をしながら、当組合の人員体制についてもいろいろ情報を交換しつつ、十分な対応を取っていただければなど、このように考えてございます。

質問の2については以上でございます。

次に、質問の3、業務上の改善に関する再質問でございますが、現在事務局長からの先ほどの答弁にありましたけれども、当組合の事業についてはどれも一つとして欠くことのできない、止めることのできない事業を行っている関係上、いろんな改善が内部から、あるいは外部からご提案いただけたら内部からあったりすれば、当然検討すべき事項ではあります。

ということから、予算をかけずにいい改善ができるものについては当然すぐ取り組めたりする場合もございまして、また先ほど増田議員からご提案をいただきましたようなことも、非常に貴重なご提案、ご意見でございますので、そういったところの情報収集も含めて、今後十分な対応を取っていただければなど、このように考えてございます。

私のほうから以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 質問5の再質問についてお答えさせていただきます。

先ほど人員体制につきましては、全34名体制ということでご説明させていただきました。

そのうち運転管理が20名、この20名のうちが4班5名体制で運営しております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 増田議員。

○7番（増田葉子議員） すみません、最後にちょっと1点だけ伺います。人員体制についてです。

衛生費のほうで、これ8人体制、予算書8人という理解でよろしいですか。

6人プラス次期施設の分と、それから2人増えるような形になっていると思いますけれども、やはりごみ処理基本計画とか事業者選定委員会と、かなり審議会等の運営だけでも大変な人員が必要かと思っておりますけれども、ここだけちょっと次期施設関係に含めて衛生費8人になるのか、次期施設関係で何人がそこに配置されるとかって点だけちょっとお願いします。

以上です、再質問。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） まず、ご質問の次期施設整備事業関連、これに携わる人数でございますが、令和4年度当初予算の積算上においては、現職員数を基に、その人数を予算計上させていただきます。

ただ、新年度の体制につきましては、これから決定をしていくものでございますので、現段階にお

いて令和4年度において、何人がその任務に当たるというところまでのお答えは現時点では差し控えさせていただきますと存じます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 以上で増田議員の質問を終わります。

ここで通告のあった総括事項の質問は全て終わりました。

次に、個別事項の質疑に入ります。

質疑は分割して行います。

また、予算書のページを述べてからお願いいたします。

予算書を用意していただいて、初めに歳入歳出予算事項別明細書及び歳入について、予算書、一般会計の5ページをお開けください。まず、5ページから7ページ、この間で質疑を受けます。

質疑はありませんか。

5ページから7ページです。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） ないようですので、次に行きたいと思えます。

8ページから11ページではどうでしょうか。

軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） ページ数でいうと11ページです。

10ページからの財産管理費の中の備品購入費で、機械器具費が184万7,000円上がっていますけれども、当初の聞いていた話だと、この財産管理費の中で何か公用車を購入するなんていう話があったと思うのですけれども、これが公用車なのですか。

公用車を購入するために増加で、トータルで少し何か金額を財産管理費なんか上げるみたいな話があったと思うのですが、この備品購入費との関係をちょっと教えてください。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

こちら11ページの機械器具費の184万7,000円につきましては、議員おっしゃるとおり公用車の整備費用でございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 公用車というのは、これは具体的にどういうものを、何の目的で買って、そして耐用年数はどのぐらいなのか、あるいはリースというものは考えなかったのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

予定している車両につきましては、市町への事務連絡、その他に利用する目的で、出張なども含めまして利用する目的で乗用車のタイプを考えてございます。

耐用年数につきましては、およそ10年というところは目安ではあるのですが、現在の所有している公用車でありますと15年以上使用している車両が多うございますので、およそ15年以上は使っていけるものかなと考えてございます。

それと、リースについてのご質問がおありかと思いますが、これについてはリースの検討は行いましたが、結果使用年数等々考えますと購入整備のほうがよろしいのではないかということで、そのような予算の計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 軍司議員。

○3番（軍司俊紀議員） 大体分かってきたのですけれども、そうすると公用車の購入ということで否定はしないのですけれども、これ買うことによって今15年ぐらい使っている車があるとおっしゃっていますけれども、その車を入れ替えるという認識なのか、車は例えば184万だと普通の一般の車な

のかなと思うのですけれども、いわゆる例えば災害に対応できるような車とか電気自動車買うとか、そういう話はなかったのか、あくまでももう事務連絡のために構成市町を移動するためにさくっと乗るような、そのような車だという認識で買ったのか、それは管理者、副管理者ともそういう認識でよかったのか、その辺確認して終わります。

○議長（石井恵子議員） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

今回予算計上するに至る経緯でございますが、昨年度たしか保有する連絡車1台について経年劣化により廃車処分をしております。

それと、さらにその前の年度には平岡自然公園に配備しておりました軽自動車、こちらも経年劣化により廃車処分しております。

そういったところから通常の業務を行うに当たり、どうしても公用車の使用頻度から見て追加整備をしたほうが事務効率も上がりますということもございましたので、今回予算計上に踏み切ったものでございます。

予算計上に当たりましては、当然経費につきましてもなるべく削減するということを念頭に置きながら、タイプについてはおおよそ1500ccクラスのもので、十分対応できるかなというところで見積もっております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） ただいま質問は、歳出の11ページ、総務費のところまででございます。

そのほかはよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） では、次に行きます。

同じ11ページなのですが、一般会計の3款1項清掃費、予算書の11ページから19ページの衛生費の手前まで、ここまでで質疑はございますか。

松本議員。

○2番（松本有利子議員） では、19ページの上のほうにあります地域振興開発エリア用地取得費のところでは4億7,000万ぐらいですか、この地域振興事業の計画のほうですと4億9,600万ということが書いてあるのですけれども、この差について伺います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの地域振興費の地域振興開発エリア用地取得費につきましては、こちらの算定につきましては予算積算のために見積りを徴収させていただいて、こちらの価格を参考に予算のほうは積算させていただいております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 新たに見積りされたということで分かりました。

戻って質問していいか、ちょっと分からないので、もし間違っていたらご指摘ください。

4ページの地域振興施設土地取得事業、地方債のほうでの6億9,970万円と、この4億7,053万2,000円のほう、この関係性というものを伺えますでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの額につきましては、用地取得費と、それから補償、補填及び賠償額を足したものとなります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はございますか。

増田議員。

○7番（増田葉子議員） 12ページです。

2項目ありますが、すみません。

12ページ、ごみ処理基本計画についてなのですけれども、前倒しで計画をまた策定するわけですが、これは現計画から見てどの程度の見直しというのですか、どの辺りが変わってくるのか、大きな方向性何か変わるような予定があるのかを伺いたしたいと思います。

それから、16ページ、最終処分場のほうの委託料で、委託料の上から2つ目なのですけれども、埋立維持管理業務委託料、これの内容を伺いたしたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ごみ処理基本計画改定業務委託料につきましては、主な改定事項といたしまして、現在の社会情勢、また法律の変更を踏まえまして、現在の法律に沿った形での改定を考えております。

また、人口動態の変更ですとか社会情勢の変化を加味した将来推計を出して、それに基づく目標数値と、それから次期施設の処理量についての検討等も踏まえてやっていきたいと考えております。

続きまして、最終処分場埋立維持管理業務委託料につきましては、最終処分場に持ち込まれる飛灰ですとか灰に土をかぶせたり埋めたりする業務になっております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） それでは、ここで一旦休憩しましょう。

今19ページの下段の衛生費、保健衛生費の手前まで、ここまでが終わりました。

再開は40分。

（午後 4時31分）

---

○議長（石井恵子議員） 再開いたします。

（午後 4時40分）

---

○議長（石井恵子議員） 勝田工場長。

○印西クリーンセンター工場長（勝田博之君） 訂正をお願いいたします。

先ほど松本議員の答弁の中で、4ページ、地方債額6億9,970万円の答弁の中で、19ページ、地域振興エリア用地取得のところ、本来であれば地域振興開発エリア用地取得費、地域振興開発エリア用地物件補償費、公共嘱託登記業務委託料と申し上げるところを、2事業だけ申し上げてしまいました。

訂正しておわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） それでは、19ページ、一般会計、3款2項保健衛生費、予算書の19ページから23ページが一番下段の予備費までですか、23ページにかけて質疑はございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） では、23ページ下段の予備費は終わりました、申し訳ない、24ページ、その次のページまでありましたが、ここから37ページまで一気にいきます。

最後まで、ここままで質疑はございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） では、質疑はないものと認めます。

次に、墓地事業特別会計のほうに移ります。

予算書は40ページになります。

40ページから51ページまで、ここは全体に聞いていきたいと思っております。

質疑はございますか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） では、質疑はないものと認めます。  
これで一般会計及び墓地事業特別会計予算の全ての質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） では、討論はないものと認めます。  
これより議案第6号及び議案第7号について採決をいたします。  
採決は議案ごとに行います。  
初めに、議案第6号 令和4年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（石井恵子議員） 起立全員です。  
よって、議案第6号は可決されました。  
次に、議案第7号 令和4年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算についてですが、採決に当たっては組合規約第9条の議決方法の特例が適用されます。  
議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（石井恵子議員） ありがというございます。  
起立全員です。  
よって、議案第7号は可決されました。

---

#### ◎発委第1号

○議長（石井恵子議員） 日程第13、発委第1号 印西地区環境整備事業組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

稲葉委員長。

○4番（稲葉 健議員） 発委第1号 印西地区環境整備事業組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をいたします。

お手元の書類3枚目、発委第1号関係資料を御覧ください。

本案は、標準市議会会議規則の一部改正に伴い、本会議や委員会の欠席届に関し、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、諸要因に配慮した欠席事由を整備し、特に出産については産前、産後の期間にも配慮した規定とし、同規則へ欠席理由の明文化をするものです。

また、請願書の起債事項等について、請願者に対し提出時に求めている氏名の記載、押印を署名または記名、押印に改めるものとし、請願者が法人の場合の規定についても同様の整備を行うものです。

なお、この規則は公布の日から施行とするものです。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 質疑ないものと認めます。  
これより討論を行います。  
討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 討論はないものと認めます。  
これより発委第1号について採決をいたします。  
発委第1号 印西地区環境整備事業組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。



(起立全員)

- 議長（石井恵子議員） 起立全員です。  
よって、発委第1号は可決することに決定しました。
- 

◎閉会の宣告

- 議長（石井恵子議員） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
会議を閉じます。  
令和4年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午後 4時46分)